

目 次

■最重点要望

1 大都市圏の成長を通じた日本の再生

- (1) 分散型国土構造への転換、都市基盤整備等の強化
 - ◇ 大阪の国際競争力の強化、強靱な国土構造の形成に資する広域的交通基盤整備の推進
(国土交通省・財務省・総務省) 2
- (2) うめきた2期区域のまちづくりの推進
 - ◇ うめきた2期区域における基盤整備の促進
(国土交通省・総務省) 4
- (3) 国際観光拠点の形成
 - ◇ 統合型リゾート（IR）の立地実現
(内閣官房、関係各省庁) 6
- (4) 国家戦略特区等を活用した大阪の競争力強化
 - ◇ 経済成長に直結する国家戦略特区の更なる推進
(内閣府・財務省・文部科学省、関係各省庁) 8
 - ◇ 国際戦略総合特区を活用した国際戦略拠点の形成
(内閣府・財務省・国土交通省、関係各省庁) 10
 - ◇ 都市再生緊急整備地域制度を活用した都市再生拠点の形成
(内閣府・国土交通省) 12

2 安全・安心を支えるまちづくり

- (1) 災害に強いまちづくりの推進
 - ◇ 南海トラフ巨大地震に伴う津波浸水対策
(国土交通省・総務省、関係各省庁) 14
 - ◇ 密集市街地整備、建築物・民間鉄道施設等の耐震化
(国土交通省・総務省) 16
- (2) 都市基盤施設の老朽化対策
(国土交通省・厚生労働省・経済産業省) 18
- (3) 分権型の国の形への転換
 - ◇ 地方税財政改革の推進
(総務省・財務省、関係各省庁) 20
 - ◇ 地方創生、地方分権改革の推進
(内閣府・経済産業省・総務省) 22

3 待機児童解消に向けた施策の充実

- ◇ 保育人材確保や認可保育所等の整備促進
(内閣府・厚生労働省) 24

4 安心して生活できるセーフティネットの確立

- (1) 生活困窮者自立支援制度の円滑な運営及びホームレス対策の推進
(厚生労働省・内閣府・総務省・経済産業省・国土交通省) 26
- (2) あいりん対策の推進
(厚生労働省) 28

■重点要望 30～33

- セーフティネットの整備
 - ◇ 生活保護
 - ◇ 国民健康保険制度
 - ◇ 介護保険制度
 - ◇ 障がい者福祉施策
 - ◇ 児童虐待対策
 - ◇ 救急医療体制の充実強化
- 子ども・子育て支援制度の円滑な事業運営のための安定財源確保並びに子育て支援施策の充実
- 学校教育におけるICT活用の推進及び英語教育の強化
 - ◇ ICT活用の推進
 - ◇ 英語教育の強化
- 公立大学法人の制約の解消
- 中小企業への積極的支援
- 正規雇用及び長期的な雇用につながる雇用施策の推進
- 法的な権限のもとで財源を確保できるBID制度の実現
- 阪神港をはじめとする大阪湾諸港の機能強化
- 高規格臨港道路の地方への管理委託の廃止
- 新たなエネルギー社会構築のための政策の推進
- 大規模災害時に拠点・要となる消防機関の役割に応じた消防力整備制度
- 総合的な自転車対策の推進
- ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理にかかる財政支援
- 循環型社会形成推進交付金制度の拡充

(最重点要望)

最重点要望

1 大都市圏の成長を通じた日本の再生

(1) 分散型国土構造への転換、都市基盤整備等の強化

◇ 大阪の国際競争力の強化、強靱な国土構造の形成に資する広域的 交通基盤整備の推進

(国土交通省・財務省・総務省)

【本市の提案・要望】

- リニア中央新幹線の全線同時開業等、広域幹線鉄道の充実
- なにわ筋線をはじめ関西アクセス鉄道整備に対する新たな事業制度の創設
- 都市圏高速道路等にかかる新たな制度の創設

【現状・課題】

- 関西の発展と未だ東日本大震災からの復興途上にある日本経済の活性化のためには、双眼型国土構造の核となる大阪が、府・市一体となって、国際的な都市間競争に勝ち抜き、新たな成長を成し遂げていくことが重要である。
- また、大震災の教訓から、災害時においても国民生活や経済活動を維持・継続するため、人とモノの移動に対するリダンダンシー（交通網の多重化）が確保された国土構造への転換が喫緊の課題となっている。
- このため、大阪の国際競争力の強化や強靱な国土構造の形成に資する以下のような広域的交通基盤の整備を推進していくため、国の強力な支援が不可欠である。

（リニア中央新幹線等）

- リニア中央新幹線は、三大都市圏を一体化したスーパー・メガリージョンを形成し、災害に強い国土構造の形成に資する事業であり、東京・大阪間を直結することで初めてその機能を十分発揮し、効果を得ることができることから、大阪までの全線同時開業の実現が不可欠である。
- 現在のJR東海の資力に依存するのみであれば、名古屋暫定開業の状態が相当長期に渡るため、国家プロジェクトとして、建設積立金制度の創設や国による新たな金融支援策等の早急な検討、関係者による「協議の場」の設置が不可欠である。
- また北陸新幹線については、地元意見を聴取しながら、大阪までのフル規格での早期全線整備に向けた取り組みが不可欠である。

（なにわ筋線等）

- 近畿圏の航空輸送需要の増大に適切に対応し、大阪の経済発展、国際交流の活性化のためには、関西国際空港の利用をいっそう促進していくとともに、関西アクセスの強化が不可欠である。
- なにわ筋線は、都市鉄道ネットワークを拡充し、沿線地域の活性化に寄与するとともに、関西への新たなアクセス鉄道として、広域的・国家的な役割を担う路線であり、早期整備の実現に向け、国と地方の役割をふまえ、受益に見合った負担となるような新たな事業制度の創設が必要である。

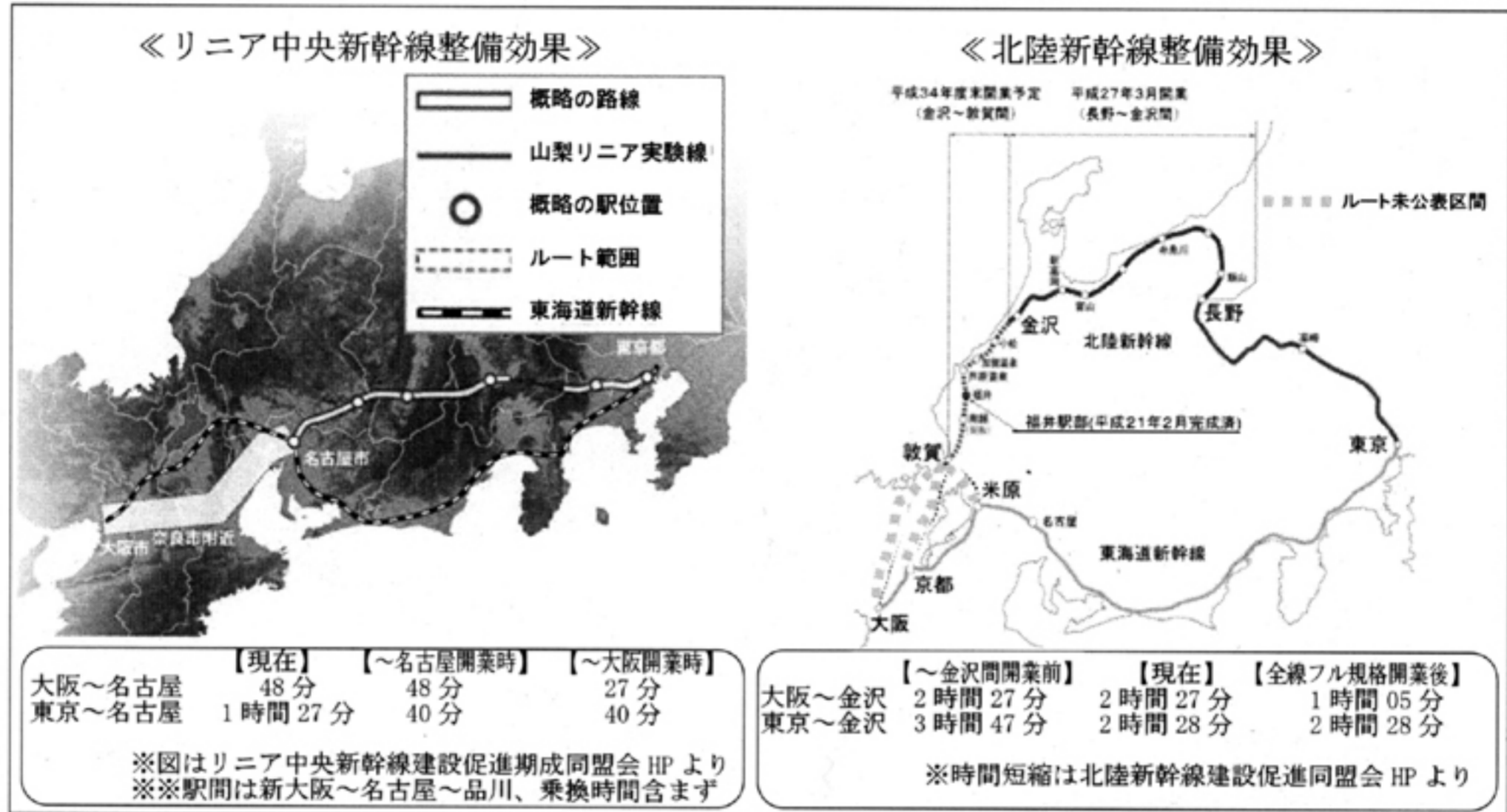
（高速道路）

- 大阪都市再生環状道路のミッシングリンクとなっている淀川左岸線延伸部は、第2京阪道路などと併せて、国際戦略港湾である大阪港と国土軸である新名神・名神高速を結び、国の骨格をなす広域的なネットワークを形成する重要な路線であり、早期整備が必要である。
- 淀川左岸線延伸部の早期整備に向けては、国の積極的な関与と必要な事業費の確保が重要であり、国直轄事業と有料道路事業の合併施行方式を導入するとともに、有料道路事業費を拡大することで、地方負担を軽減する事業スキームが必要である。
- また、淀川左岸線2期事業については、大阪都市再生環状道路の一部をなし、阪神高速道路(株)の有料道路事業と本市街路事業の合併施行方式で実施されている大規模事業であり、計画的かつ着実な事業推進のため、合併施行方式の特殊性も考慮し、複数年度にわたる予算を優先的かつ継続的に確保する制度の創設・拡充が必要である。
- こうした高速道路ネットワークの強化とともに、阪神圏では、高速道路の管理主体間で料金体系が異なるために生じる料金格差によって、高速道路ネットワークが最大限に有効活用さ

れず、都心部に交通が集中していることから、これを解消するため、シームレスな料金体系の実現が必要である。

- また、国道 43 号の沿道環境改善に資する阪神高速道路西大阪線端末区間割引については、平成 28 年度末まで継続となったが、渋滞緩和、沿道環境改善等の政策課題に対応した料金施策等の検討が必要である。
- 将来の維持管理は、受益者負担の原則から、料金徴収期間の延長により料金収入のみで実施するなど、地方負担を伴わない新たな制度の創設が必要である。

担当：都市計画局・建設局



1 大都市圏の成長を通じた日本の再生

(2) うめきた2期区域のまちづくりの推進

◇ うめきた2期区域における基盤整備の促進

(国土交通省・総務省)

【本市の提案・要望】

- 国際競争力の強化に資するJR東海道線支線の地下化及び新駅の設置、土地区画整理事業、防災機能を有する公園整備などを円滑に進めるための国費の確保及び新駅設置に対する地方負担額への起債充当

【現状・課題】

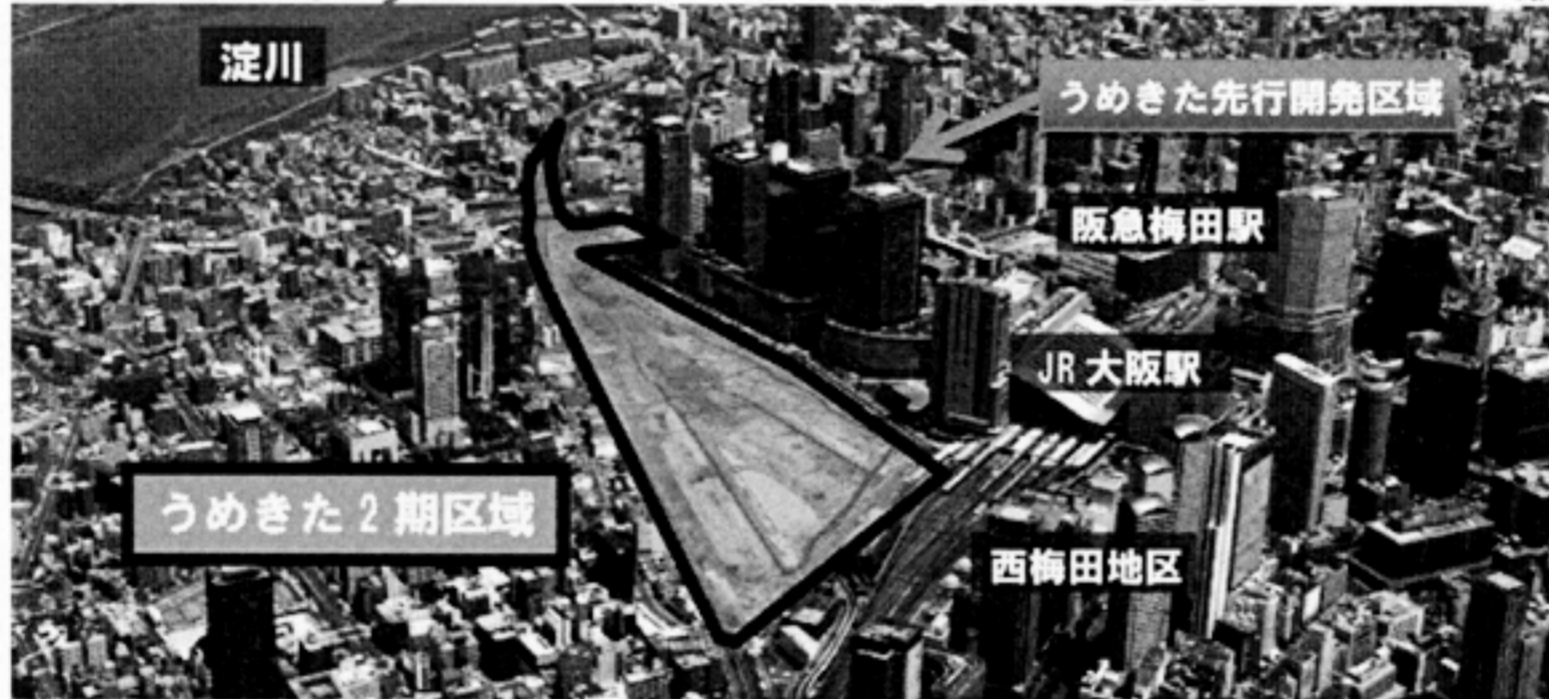
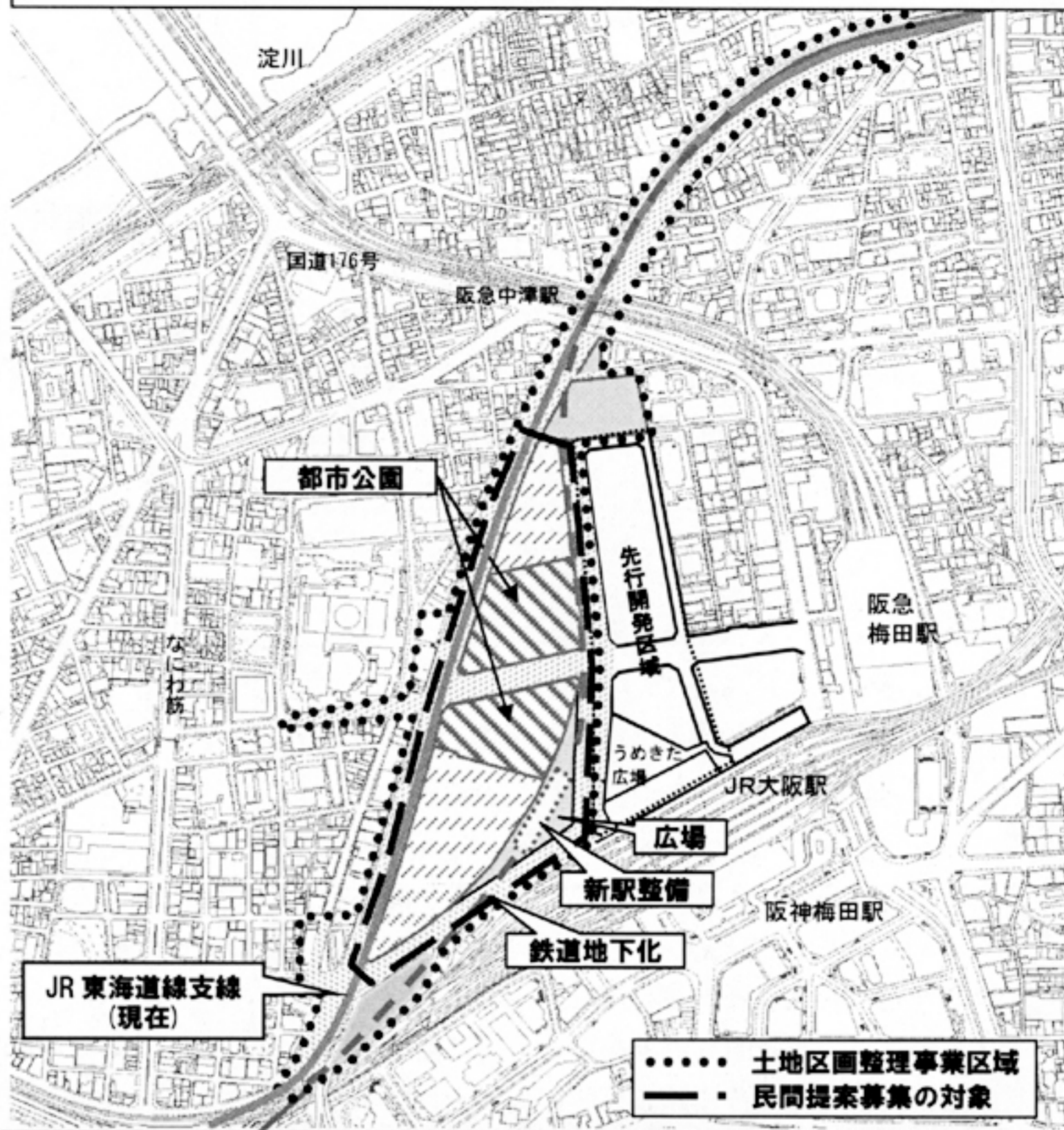
- 我が国においては、国際競争力を高め、世界の都市をリードするまちづくりの実現が重要なテーマとなっており、関西圏が一丸となってメガリージョンとして世界の地域間競争に勝ち抜いていかねばならない。
- うめきた地区は、西日本最大の交通ターミナル、業務・商業の都市機能の一大集積地として形成されており、関西で最も高い立地ポテンシャルを有している。さらに、うめきたと関西国際空港を直結するJR東海道線支線の地下化・新駅設置等の基盤整備により、関西の中核拠点として、また、「アジアのゲートウェイ」としての機能は飛躍的に強化されることとなる。
- 先行開発区域は、平成25年4月にまちびらきし、残る2期区域については、「大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域都市再生緊急整備協議会会議大阪駅周辺地域部会」において、まちづくりの基本となる「うめきた2期区域まちづくりの方針」を決定した。
- 今後、同方針で掲げる“世界の人々を惹きつける比類なき魅力を備えた「みどり」と、新たな国際競争力を獲得し、世界をリードする「イノベーション」を生み出す都市機能との融合拠点の形成”を実現するため、以下のとおり要望する。

(うめきた2期区域における基盤整備の促進)

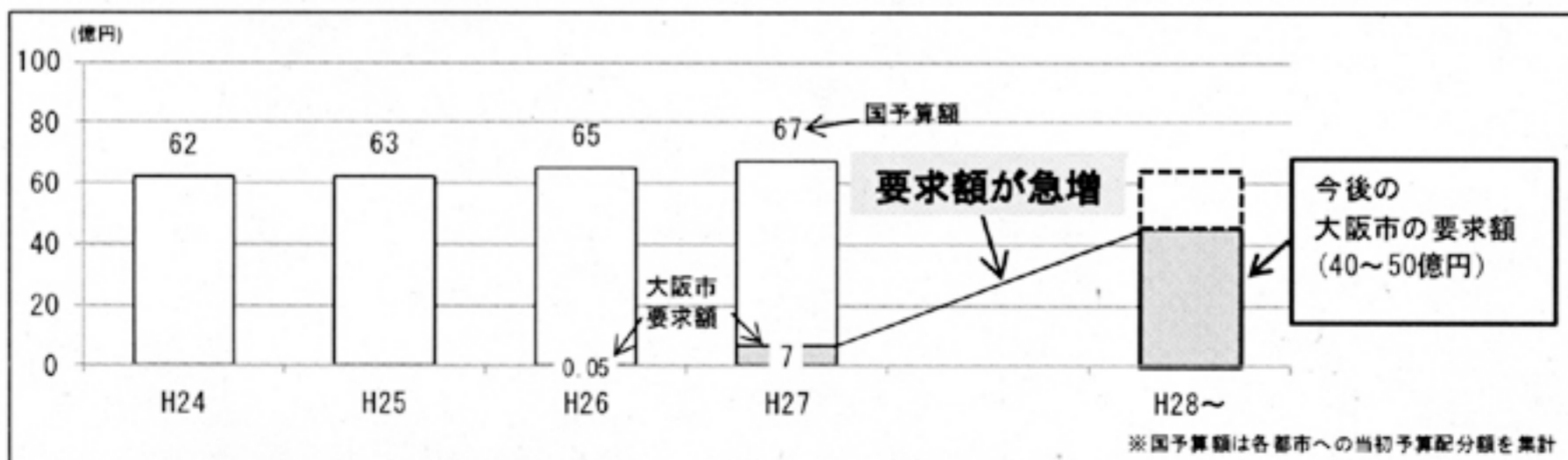
- うめきた2期区域については、JR東海道線支線の地下化やうめきたと関西国際空港とを直結する新駅設置、土地区画整理事業などの基盤整備を行うとともに、まちづくりの方針に基づく民間開発の誘導により、防災機能を備えた緑豊かなオープンスペースを確保した高質な都市空間の創出と拠点性の向上をめざしている。
- 各基盤整備事業は、平成28年度以降同時に本格化し、今後これらに必要な事業費は平成27年度までに比べ大幅に増加するが、民間開発との一体的なまちづくりを計画的に推進するためには、基盤整備事業が遅れることがないよう、事業費を着実に確保していく必要がある。
- そのため、国際競争拠点都市整備事業等に係る必要な国費を確保していただくとともに、鉄道事業者が設置する新駅のうち、国際競争力の強化など都市再生に資する公共性が高いものについては、地方公共団体以外の者の財産であっても、補助金に係る地方負担額への起債充当が可能となるよう、制度拡充を要望する。

担当：都市計画局

基盤整備事業概要図



うめきたの現況(うめきたを南西から望む。写真中央の更地部分が2期開発区域)



国際競争拠点都市整備事業予算の推移(国費ベース)

1 大都市圏の成長を通じた日本の再生

(3) 国際観光拠点の形成

◇ 統合型リゾート（IR）の立地実現

(内閣官房、関係各省庁)

【本市の提案・要望】

- 万全なセーフティネット対策を講じ、地方の意見を十分に踏まえたうえでの、カジノを含む統合型リゾート（IR）の早期法制化
- 大きな経済波及効果が期待できる大阪でのIRの立地実現

【現状・課題】

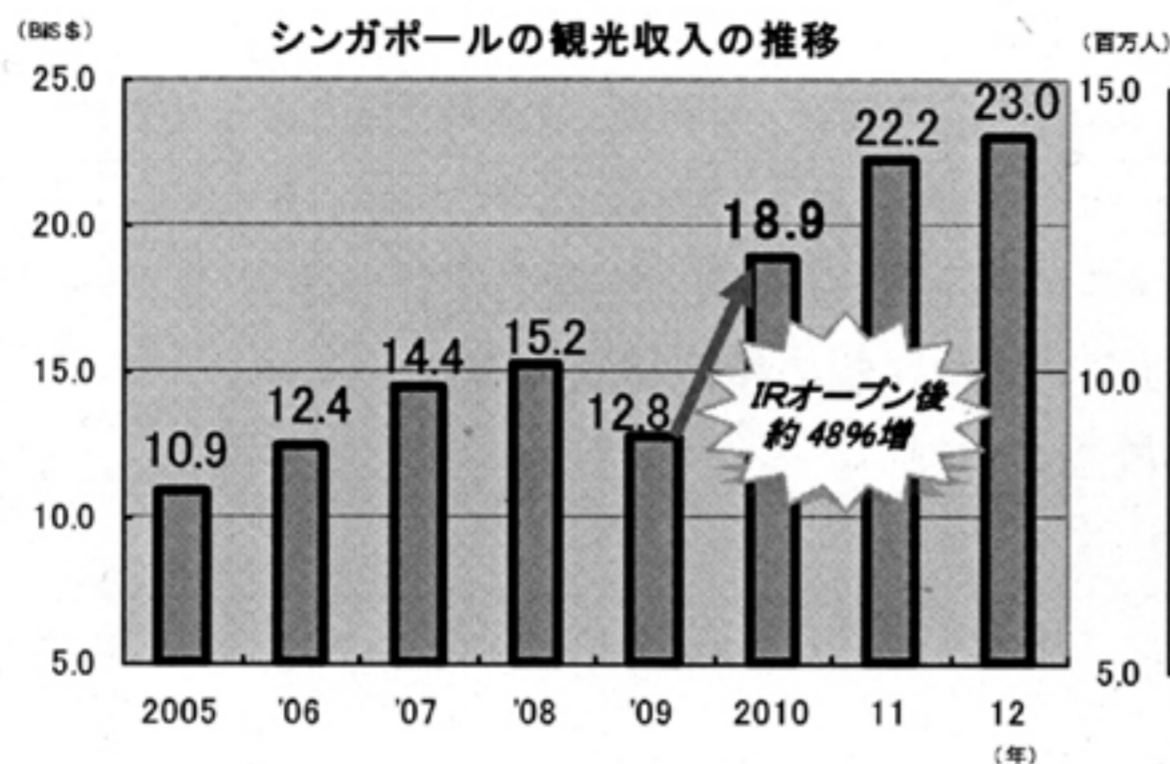
- 我が国の経済成長に向けて、成長産業として観光分野に重点的に取り組み、海外からの投資を積極的に呼び込むことが重要である。とりわけ、カジノを含む統合型リゾート（IR）の立地は、わが国の魅力創出に寄与し、経済成長の起爆剤となるものと期待される。
- 平成26年6月に閣議決定した「日本再興戦略 改訂2014」において、IRを観光振興、地域振興、産業振興等に資することが期待されるものとして位置づけられている。
- IRは観光客のみならず、そのMICE機能により海外からのビジネス客の呼び込みにもつながるものであり、観光立国をめざす我が国がアジア各地域との都市間競争に打ち勝つためにも、IR立地を可能とする早期法制化が必要である。
- 法制化にあたっては、国民的な議論を踏まえ、万全のセーフティネット対策を講じるとともに、地方自治体の意見も十分に踏まえ、何よりも地域のためとする制度設計を行い、立地にかかる区域指定等に関しては、都市戦略の観点、地域経済への波及効果等を踏まえ、適切な配置箇所数とすべきである。
- また、平成25年1月に大阪府市で策定した「大阪の成長戦略」において、IRを内外の集客力強化の具体的取組の一つとして位置づけており、立地が実現することにより、ビジネスや観光による新たな集客が見込まれ、地域経済の活性化や雇用の創出等、大きな効果が期待できるとともに、国際観光の振興等大阪はもとより関西・西日本全体への経済波及効果が見込まれる。
- 平成27年2月には、本市・大阪府・経済界で構成した「夢洲まちづくり構想検討会」において、夢洲での新たな観光拠点形成の必要性を示した同構想（案）の中間とりまとめを公表したところである。今後とも大阪府と一体となって、経済界とも連携して検討を進めていくこととしており、夢洲でのIR立地により大きな経済波及効果が期待できる。

担当：経済戦略局

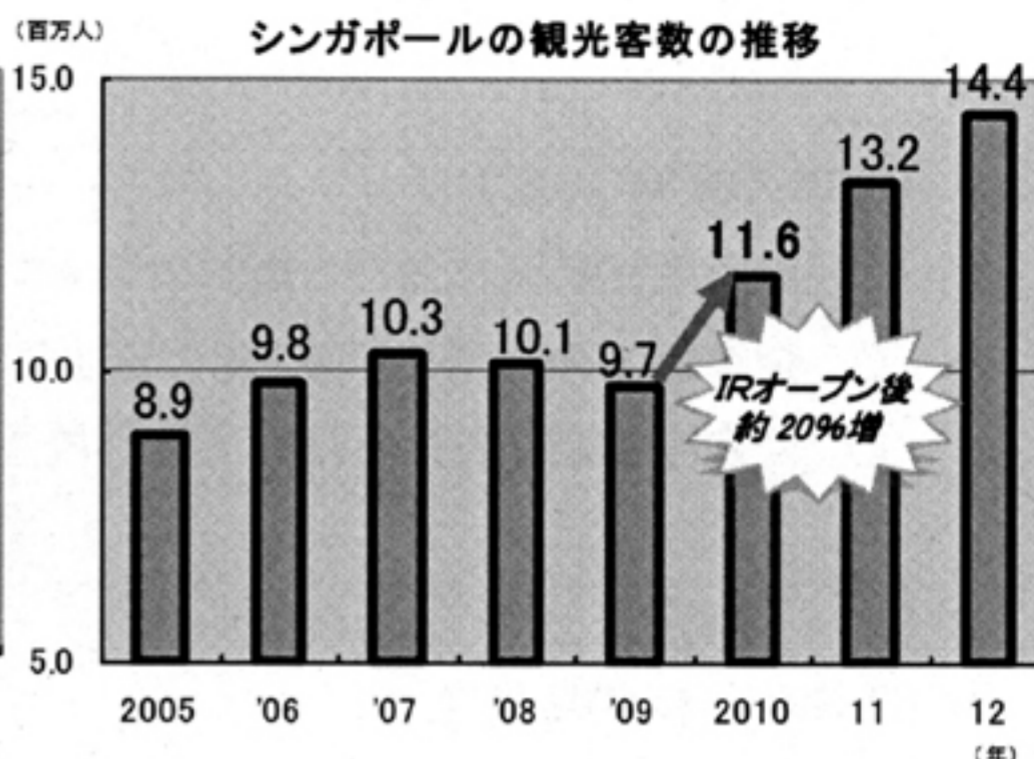
シンガポールのIR（2施設）立地後の経済波及効果等

※2010年オープン ◆観光収入：前年比約48%増 ◆観光客数：前年比約20%増 ◆雇用創出：約6万人

シンガポールの観光収入の推移



シンガポールの観光客数の推移



大阪へのIR立地による新たな集客⇒経済活性化が関西・西日本へ波及

【大阪立地の優位性】

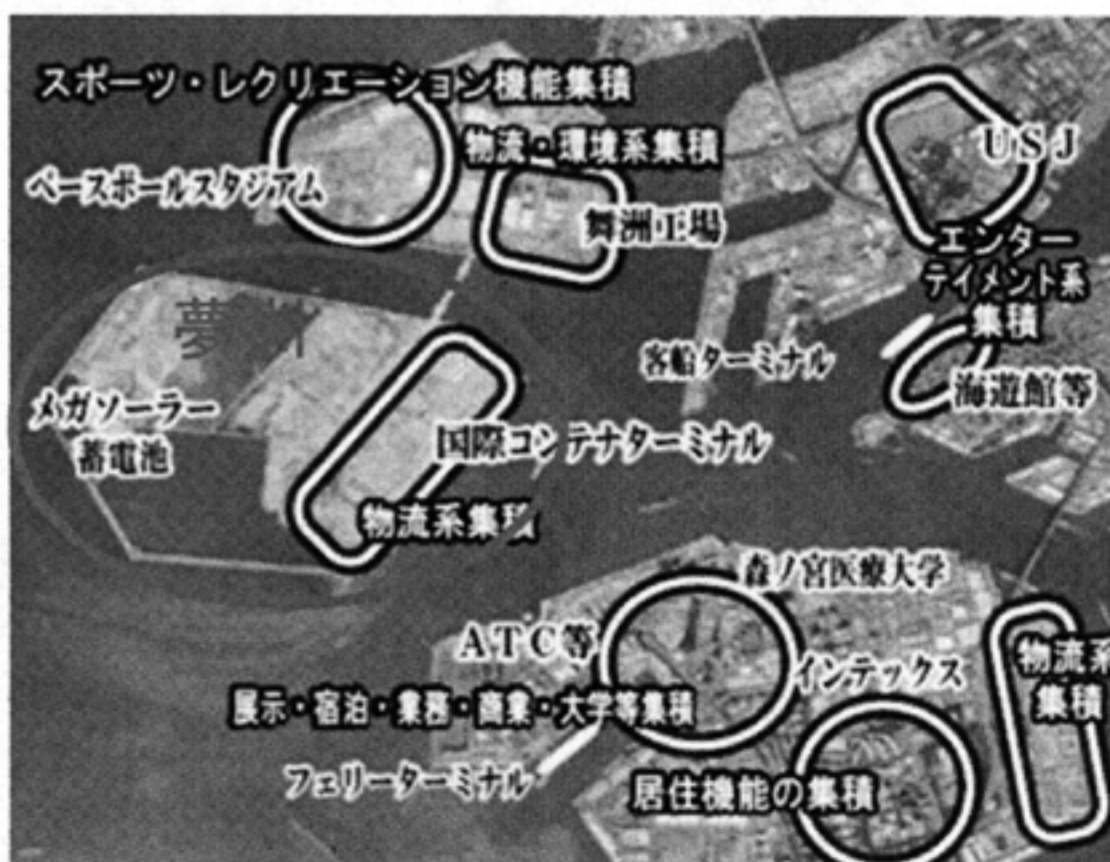
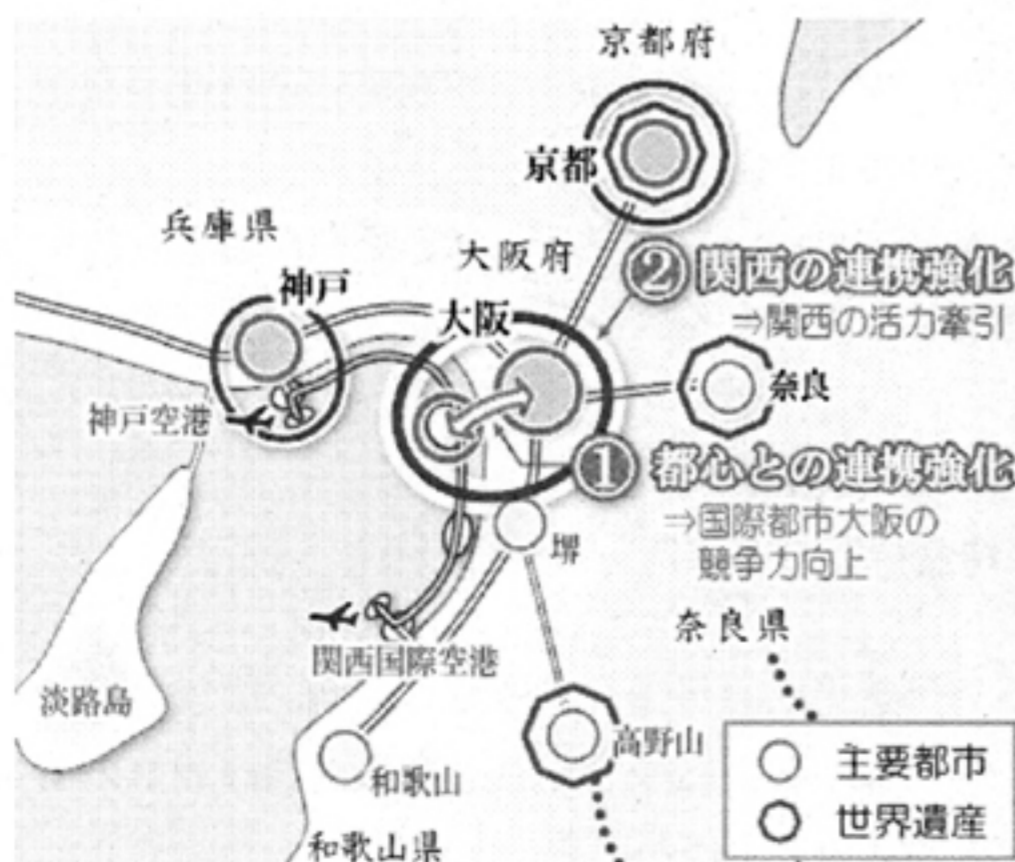
・大阪市の市内総生産 18兆7千億円(2013年度)の経済規模は、チェコやルーマニア一國に相当

・大阪市内中心部から半径50km圏内に人口、観光資源・文化遺産が集積

・24時間国際空港を擁する海外観光客の玄関口(関西国際空港)から60分以内、国内のアクセス至便

【臨海部が京阪神の中核として関西の活力を吸引】

【都心に近い夢洲での新たな観光拠点形成】



1 大都市圏の成長を通じた日本の再生

(4) 国家戦略特区等を活用した大阪の競争力強化

◇ 経済成長に直結する国家戦略特区の更なる推進

(内閣府・財務省・文部科学省、関係各省庁)

【本市の提案・要望】

- 国家戦略特区における規制改革メニューの更なる拡充と制度の柔軟な運営
- 企業活動の円滑化・活性化に資する大胆な税制の特例措置の実現
- 公立学校園における公設民営学校園の検討

【現状・課題】

(国家戦略特区の更なる推進)

日本の再生・成長に貢献する強い大阪となるためには、アジア・世界の熾烈な都市間競争に打ち勝つビジネス環境や都市魅力を整備することが喫緊の課題である。そのため、**経済成長に直結する大胆な規制緩和や税制の特例措置等が早期に実現するよう**、国家戦略特区の推進を要望、特区提案を行い、関西圏として大阪府・兵庫県・京都府全域で区域指定を受けた。区域指定後に設置された関西圏国家戦略特別区域会議において、国・地方自治体及び民間事業者による協議・調整等を経て策定し内閣総理大臣の認定を受けた区域計画のもと、各種特区事業を推進しているところである。

こうした中、規制改革メニューをフル活用し、健康・医療等の分野における国際的イノベーションを支える都市環境を整備するとともに、波及効果の大きいプロジェクトで我が国の産業の国際競争力を強化し、「世界で一番ビジネスをしやすい環境」の形成に向け、国家戦略特区における規制緩和等を総合的かつ集中的にさらに推進していくことが必要である。

○ 国家戦略特区における規制改革メニューの更なる拡充と制度の柔軟な運営

大阪を我が国の成長をけん引する国際的な経済活動拠点とするため、港湾・物流や、上下水道事業にかかるコンセッションなどについて、国際競争力の強化にむけ、**規制の特例措置や税制措置が講ぜられるよう更なる規制改革メニューの拡充が図られることを要望する。**

また、関西圏国家戦略特別区域会議や国家戦略特区ワーキンググループの柔軟な運営・綿密な連携により、国・地方自治体・民間事業者等で情報共有を図り、より効果的に特区事業を推進する必要がある。

(企業活動の円滑化・活性化に資する大胆な税制の特例措置の実現)

○ 特区内での法人税の大幅引き下げ

大阪府市において地方税最大ゼロに軽減する条例を平成24年12月に施行したが、国家戦略特区における税制支援では軽減率が低いため、海外都市との比較からも、**産業の国際競争力強化のためには不十分であり、更なる法人税の大幅な引き下げが必要である。**

(公立学校園における公設民営学校園の検討)

既存の公立学校園を取り巻く状況に刺激を加え、公立の教育を活性化するとともに、民間の運営のノウハウや優秀な人材の活用により、公立の教育の質の向上を図り、併せて、公立学校園の管理運営を包括的に民間委託するなど、公立学校園の運営形態に関する地方の選択肢を増やすことにより、特色ある学校運営やグローバル人材の育成に、地方が自ら対応できるよう、下記の項目について検討されたい。

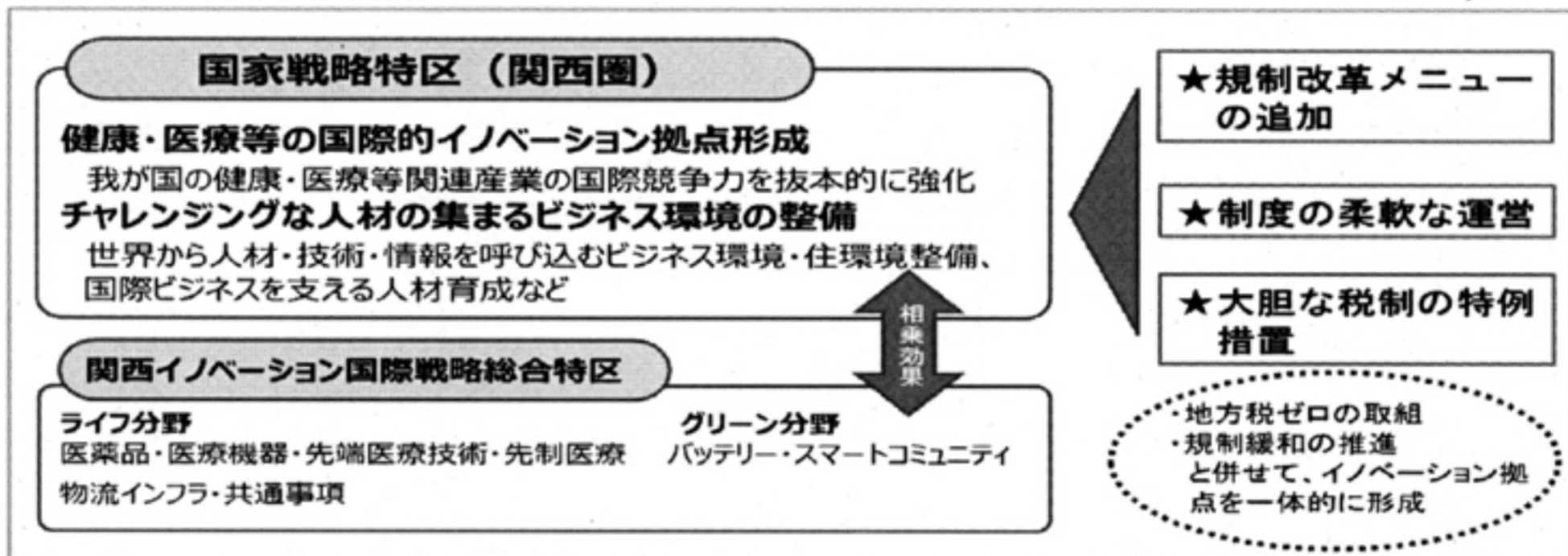
- ・学校教育法第5条の改正（「設置者管理主義」の改正）
- ・義務教育国庫負担法第2条及び市町村立学校職員給与負担法第1条の適用（小中学校の教職員人件費についての財源措置）
- ・地方交付税法第12条の適用（公立学校の教職員数等についての地方交付税算定基礎への算入）

担当：経済戦略局・港湾局・建設局・水道局・教育委員会事務局・こども青少年局

国家戦略特区の更なる推進

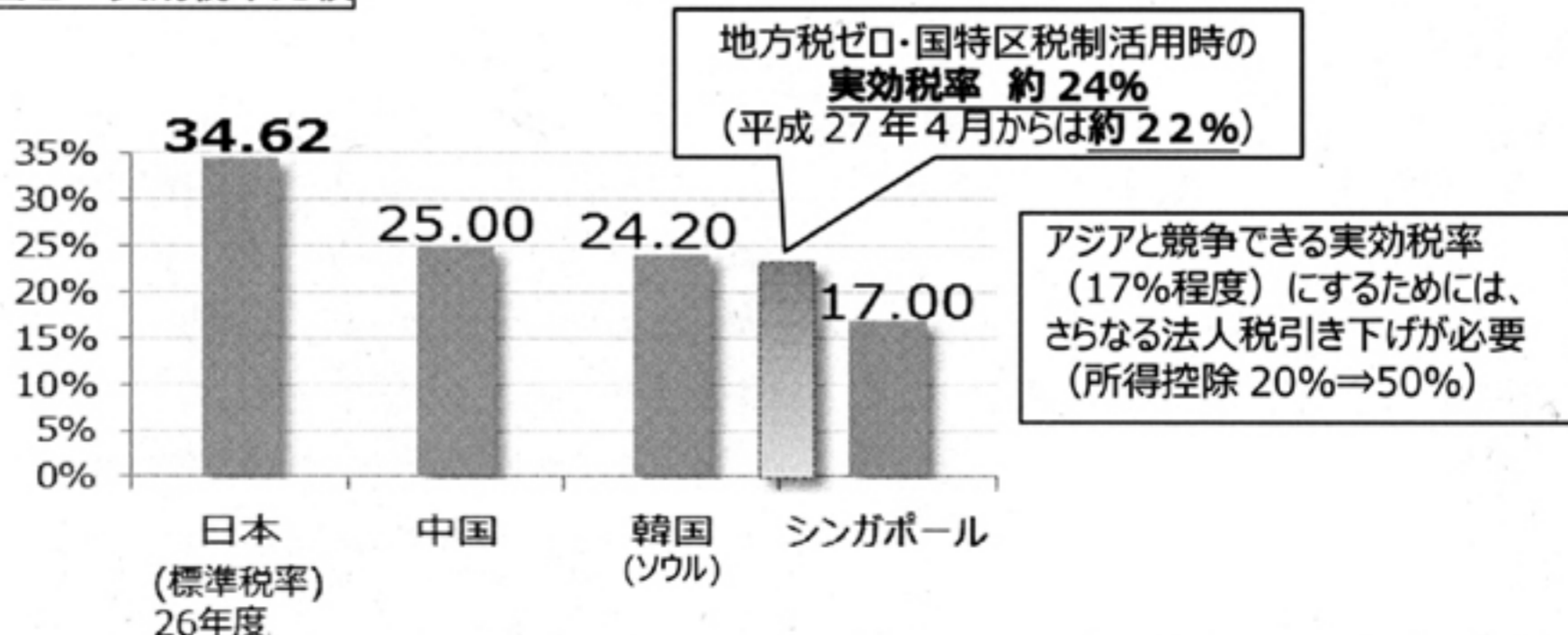
—大阪の国家戦略特区がめざすもの—

特区制度の活用により、アジアをはじめとする世界の都市間競争に打ち勝つための環境整備を進め、イノベーション拠点を形成し、国の成長をリードする仕組みをつくる



大阪を国の成長をけん引する戦略拠点に

アジア諸国との実効税率比較



※各国の税率は財務省HP「国・地方合わせた法人税率の国際比較（2014年3月現在）」より

1 大都市圏の成長を通じた日本の再生

(4) 国家戦略特区等を活用した大阪の競争力強化

◇ 国際戦略総合特区を活用した国際戦略拠点の形成

(内閣府・財務省・国土交通省、関係各省庁)

【本市の提案・要望】

- 国際戦略総合特区における法人税の優遇措置の拡充及び効果的な制度運用
- 夢洲・咲洲地区における国内外企業の立地促進や海外展開に向けた技術開発等に対する支援措置の実施
- 阪神港における物流機能の強化に資する支援措置の実施

【現状・課題】

(特区制度)

- 規制緩和の速やかな実現に向け、特区における規制の特例措置に関する方針検討や決定を規制改革会議が行うなど、企業のスピード感に合う柔軟で弾力的な制度運用が必要である。
- 税制上の支援措置を活用する場合、平成28年3月31日までに法人指定を受けることとされているが、特区事業の更なる推進のためには期限の延長が必要である。また、現行の総合特区制度における法人税（所得控除）の優遇措置は、要件が厳しい上に、軽減率が低く、産業の国際競争力強化のためには不十分である。
- 総合特区に関する計画の実現を支援するための財政支援措置のひとつである総合特区推進調整費は、内閣府で予算化されているものの、その用途、支援期間、支援額の上限などの制限が多いため、より活用しやすい制度として運用していく必要がある。
- 特区エリアに進出する特区事業者等に対し、府市協調のもと地方税負担を最大ゼロに軽減する条例を平成24年12月に施行したが、現行制度では、その軽減相当額は法人税の課税対象となり、軽減効果が減殺されるため、地方税軽減相当額を法人税の課税所得として算入しない制度にすることが必要である。

(夢洲・咲洲地区)

- 夢洲・咲洲地区では、大きな成長が期待される環境・エネルギー産業分野について、関連する新技術を研究・開発する国内外企業等の集積と、それらの新技術の海外展開を図ることにより、国際競争力のある拠点形成をめざしている。
- 環境・エネルギー分野の新技術を活用促進していくためには、エネルギーの効率的な使用や未利用エネルギー等の普及促進が求められ、それらに関連する関係法令の整備等が必要である。

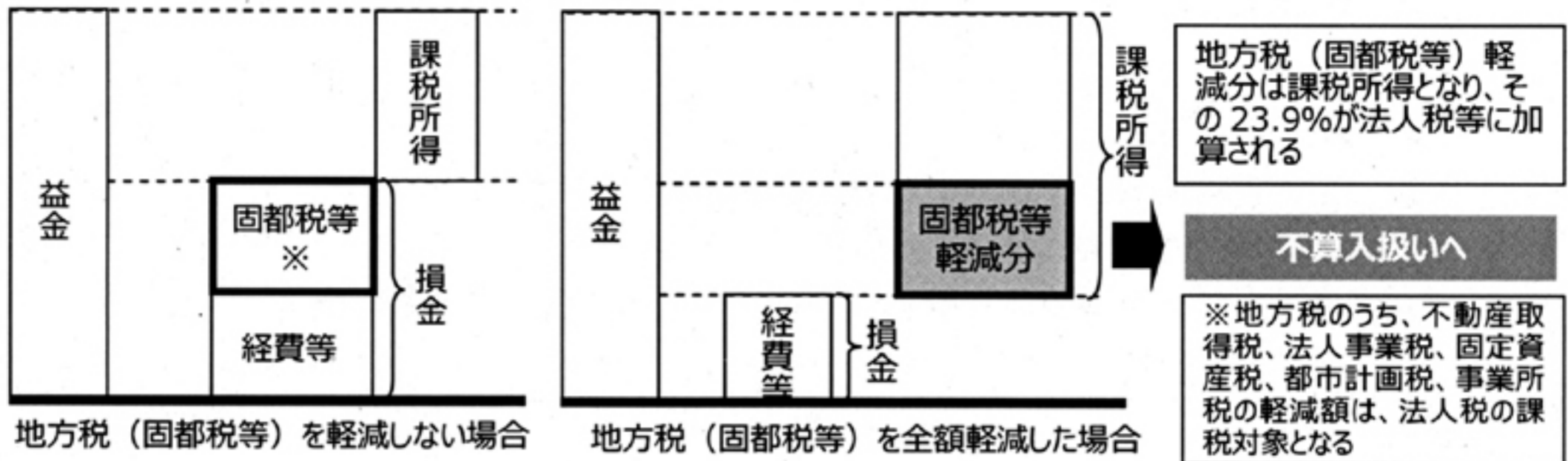
(阪神港地区)

- 国際コンテナ戦略港湾「阪神港」では、西日本から貨物を集める「集貨」、産業の立地促進による「創貨」、および、民の視点による港湾経営主体の確立など「競争力強化」に取り組んでいる。
- 今後も引き続き、阪神港の国際競争力をさらに強化していくため、コンテナ船の大型化にも対応可能な港湾施設の整備に必要な予算を確保するとともに、平成26年12月に国の出資を受けて「特定港湾運営会社」となった「阪神国際港湾株式会社」が行う集貨事業、施設整備等への支援を強化すること、さらには、新たな貨物創出に向けた支援制度の創設などが必要である。

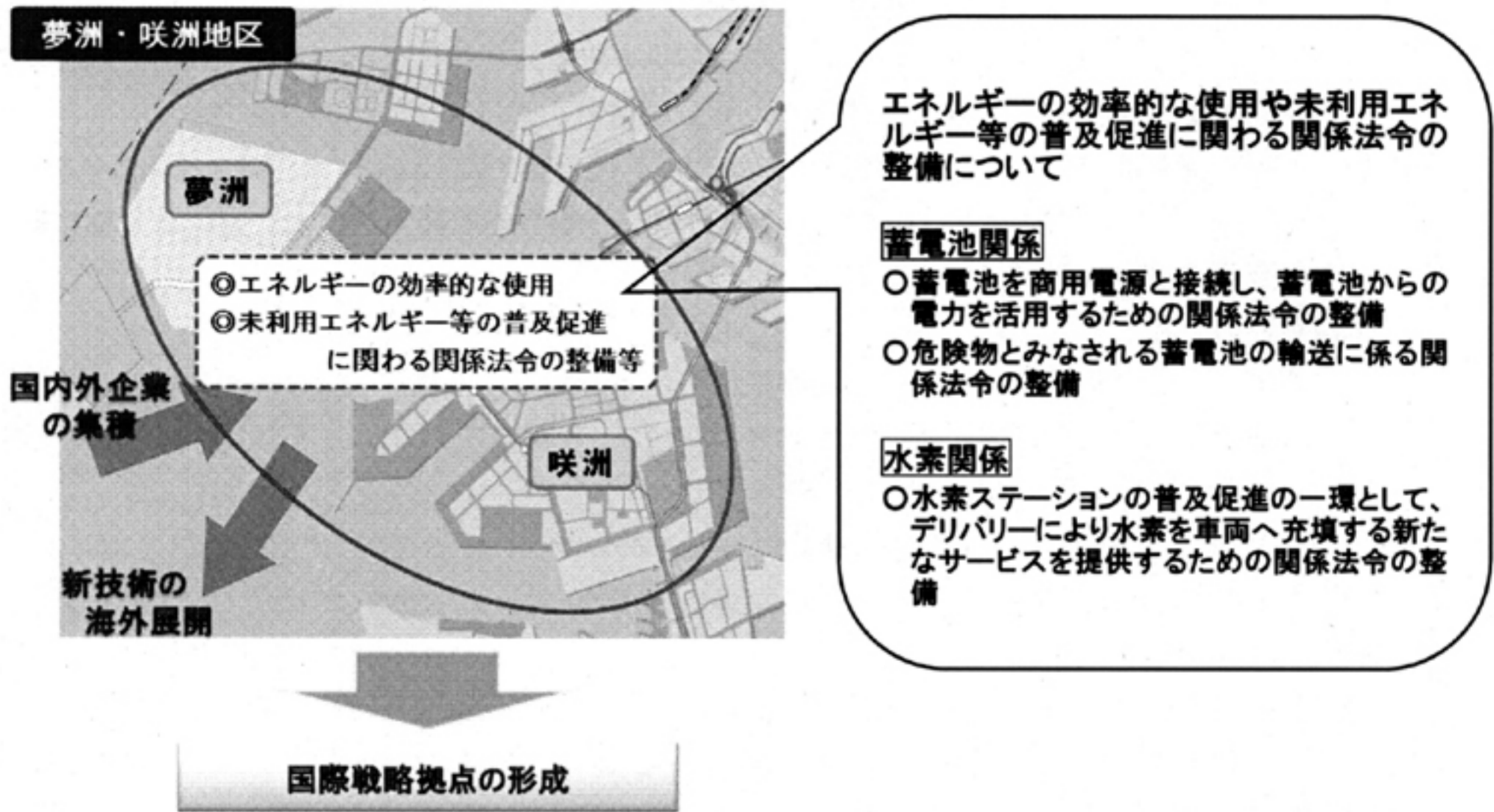
担当：経済戦略局・都市計画局・港湾局、関係各局

【特区制度】

法人税の課税所得不算入



【夢洲・咲洲地区】 環境・エネルギー分野に関わる新技術の活用促進



【阪神港地区】 国際コンテナ戦略港湾の実現による圏域の発展

○集貨

- ・ 特定港湾運営会社が行う集貨事業に対し国の補助率の拡充
(補助率 1/2→7/10)

○創貨

- ・ 進出企業の施設整備費、土地取得費等に係る補助制度(1/2)の創設
- ・ 「食」の輸出促進に向けた事業者への支援制度等の創設

○競争力強化

- ・ コンテナ船大型化等に対応した港湾施設の整備に必要な予算の確保
- ・ 特定港湾運営会社に対する国の支援の強化
 - 特定港湾運営会社が行う施設整備に対する補助制度(1/2)の創設
 - 国が特定港湾運営会社に対し資金を直接貸付ける(管理者を経由せずに国単独でも貸付可能な)制度の創設及び国の無利子貸付比率の拡充
(最大4割→最大7割)
 - 特定港湾運営会社が所有する資産の固定資産税、都市計画税に係る特例措置の拡充
(現行5割減免→全額免除)

1 大都市圏の成長を通じた日本の再生

(4) 国家戦略特区等を活用した大阪の競争力強化

◇ 都市再生緊急整備地域制度を活用した都市再生拠点の形成

(内閣府・国土交通省)

【本市の提案・要望】

- 特定都市再生緊急整備地域における指定エリアの拡大
- 民間都市再生事業にかかる面積要件の緩和
- 帰宅困難者の退避施設に関するルールづくりへの国の積極的な関与

【現状・課題】

(特定都市再生緊急整備地域における指定エリアの拡大)

- 民間の都市再生事業の推進によって都市機能の強化を図ることにより、国全体の成長を牽引するため、本市においては、平成24年4月に大阪駅周辺地域と大阪コスモスクエア駅周辺地域が特定都市再生緊急整備地域に指定されている。
- 大阪がより一層強力な国際競争力を有する地域として発展していくためには、国内外からの民間投資を積極的に引き出す環境づくりが急務である。
- 大阪の都心部において民間投資を引きだし、官民一体となってまちづくりを推進するためにも、都市開発の機運が高まっている中之島地域、御堂筋周辺地域において、特定都市再生緊急整備地域の指定が必要である。

(面積要件の緩和)

- 都市再生緊急整備地域における民間都市再生事業では、税制特例等の支援により、良質な民間都市開発事業の推進に寄与しており、平成27年5月現在、「梅田1丁目1番地計画」など、9件がその認定を受けている。
- しかし、その事業区域面積要件は1ha以上と厳しく、都心部、特に御堂筋周辺地域のような、まちの成り立ちとして、比較的街区が小さい地域においては制度が活用しにくい状況にある。
- 都心部における都市の再生に資する優良な民間開発を促進するため、事業区域面積要件を「1ha以上」から「0.5ha以上」への緩和が必要である。

(帰宅困難者の退避施設に関するルールづくりへの国の積極的な関与)

- 東日本大震災の教訓として、人口・機能が集積するターミナル駅周辺において、大規模災害時の滞留・帰宅困難者対策を講じ、大都市における人的被害の抑制、都市の経済活動の継続を目的とする都市再生安全確保計画の策定が強く求められている。
- 大阪市では、都市・業務機能が高度に集積する大阪駅周辺地域、大阪コスモスクエア駅周辺地域、および大阪ビジネスパーク駅周辺地域の都市再生緊急整備地域において、民間事業者等と協調しながら、都市再生安全確保計画を策定したところである。
- 策定された安全確保計画においては、災害時の滞在者状況、インフラ・機能の集積状況、退避経路等を定めたものの、国が示すガイドライン等では退避施設(民間施設)等に係る管理責任の考え方が不明確な状況にあるため、退避施設等の指定について今後の検討課題となっている。
- 退避施設の指定やその継続性を確保するためには、民間施設の管理問題について、その責任の範囲を明確化するルールづくりが急務であり、国の積極的な関与が必要である。

担当：都市計画局

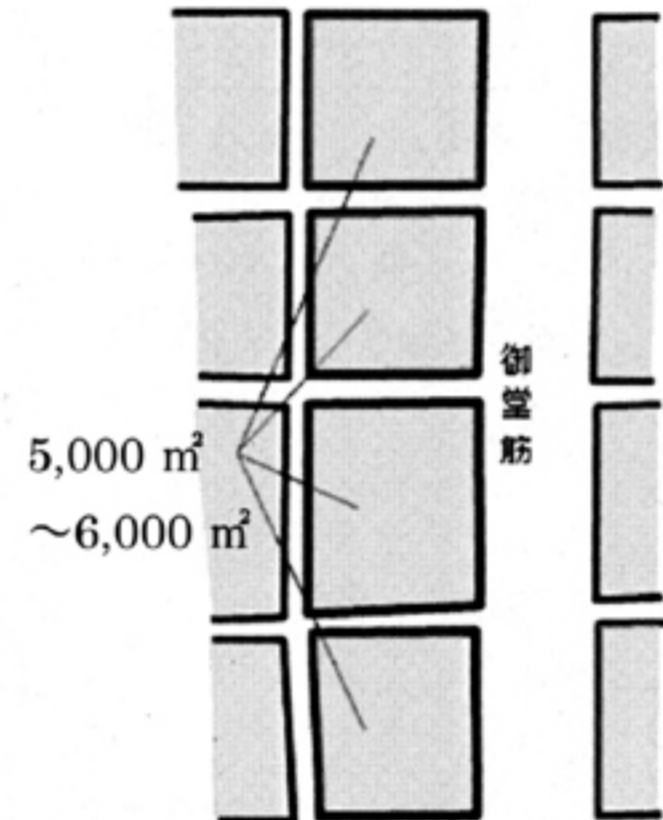
■特定都市再生緊急整備地域 拡大要望エリア



図：大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域都市再生緊急整備地域

■面積要件の緩和

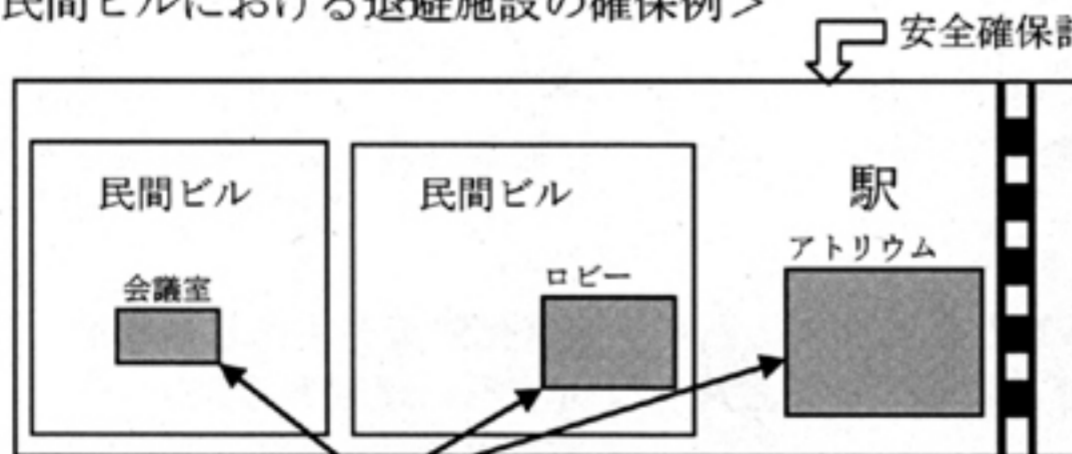
- ・大阪の中心である御堂筋の代表的な区画面積は、1街区約 5,000 m²～6,000 m²
- ・事業区域面積要件の緩和が必要
「1ha 以上」 ⇒ 「0.5ha 以上」



図：御堂筋エリアの代表的敷地面積

■帰宅困難者の退避施設に関するルールづくりへの国の積極的な関与

<民間ビルにおける退避施設の確保例>



駅施設や民間ビルの1階ロビー等を退避施設として提供



帰宅困難者受入時の状況
安全確保計画概要(国土交通省)より

安全確保計画エリア

国が示すガイドライン等では、民間事業者は、自社の所有するロビーや会議室等を退避施設に位置付けた際の管理責任の範囲について、次のように示している。
「災害時という特殊な状況下で開設されるため施設管理者が責任を負えない場合もある」等の留意事項を帰宅困難者に対して明示することも考えられる。

留意事項の明記だけでは、民間事業者は不十分と認識しており、民間の管理責任の範囲を明確化するルールづくりが急務

国の積極的な関与が必要

2 安全・安心を支えるまちづくり

(1) 災害に強いまちづくりの推進

◇ 南海トラフ巨大地震に伴う津波浸水対策

(国土交通省・総務省、関係各省庁)

【本市の提案・要望】

- 海岸・河川堤防の耐震・液状化対策を推進するための財政的支援の拡充

【現状・課題】

- 東日本大震災を踏まえ、「大阪府防災会議 南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会」において、大阪府域では長時間の地震の揺れにより地盤の液状化が発生し、堤防が沈下等により機能を失うことが新たな知見として示され、津波の浸水想定区域が内閣府の想定を大きく上回り、市域の約3分の1に及ぶ結果となった。
- このため、大阪府市では、「南海トラフ巨大地震対策の大きな柱」として、緊急的に既存堤防の耐震・液状化対策を推進していくこととし、平成26年度から概ね10年で重点的に取り組んでいる。
- 堤防の耐震・液状化対策は、国が定める「国土強靱化アクションプラン2014」に特に取り組むべき施策として位置づけられており、また、高度な都市機能が集積する大阪湾沿岸域が津波で浸水すれば、多くの人的被害とともに、国全体の経済産業活動にも大きな影響を及ぼし、国家的に大きな損失となることから、国としても地方と危機意識を共有し、堤防の耐震・液状化対策の推進に、積極的に取り組むべきである。
- しかしながら、既存の交付金制度では、対策の実施に必要な事業費が確保できない状況であることから、堤防の耐震・液状化対策を推進するため、以下のことを要望する。

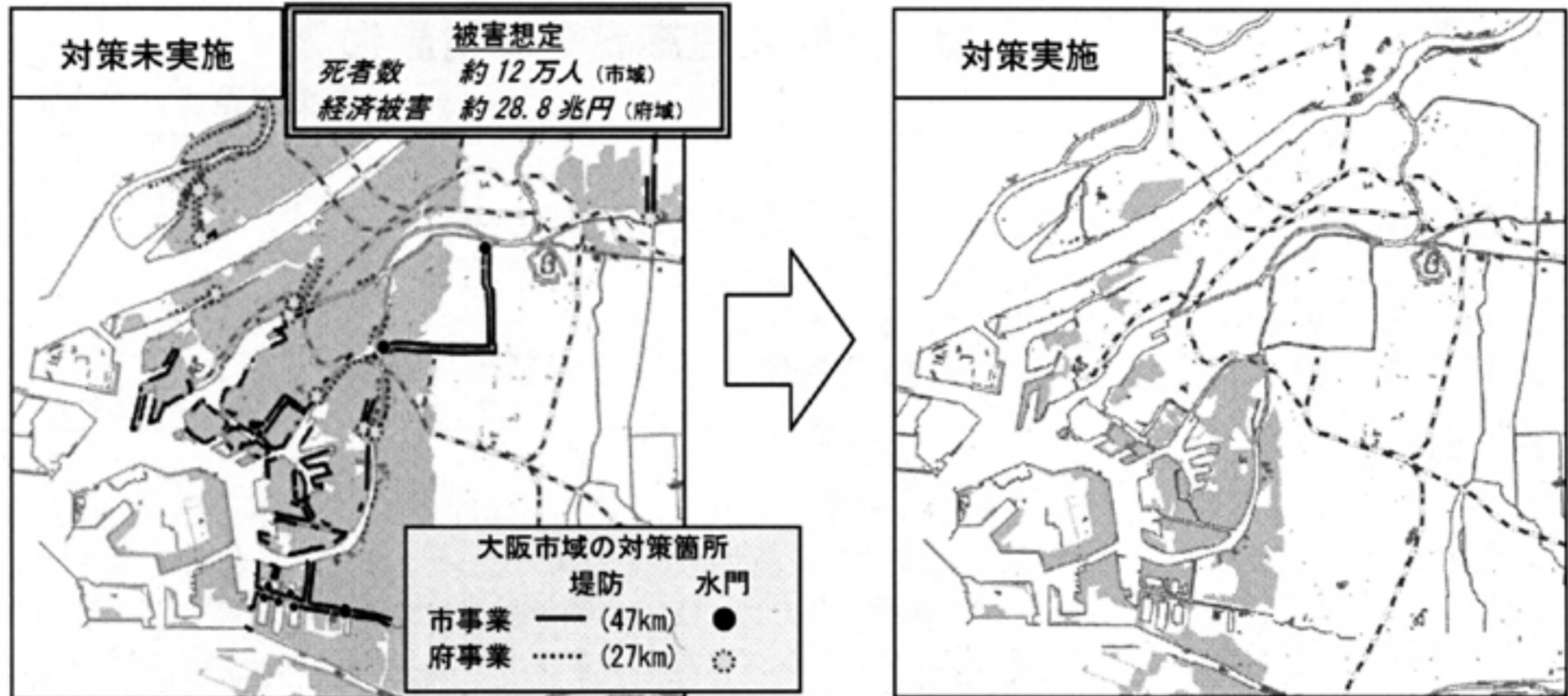
【財源確保のための制度要望】

- ・ 交付金事業等における堤防の耐震・液状化対策の推進に必要な財源確保のための国費の大幅な増額と、大都市圏の被災が及ぼす国全体の経済活動への影響に十分配慮した国費の配分
- ・ 事業効果の早期発現のため、交付金対象事業である堤防の耐震・液状化対策を、起債を財源に地方単独事業として強力に推進できるよう、起債の対象事業の拡大、交付税措置の充実等
- ・ さらに、起債を財源に地方単独事業として堤防の耐震・液状化対策を実施した場合、後年度の償還時に既存の交付金制度と同額の補助金等を交付する新規制度の創設

担当：港湾局・建設局

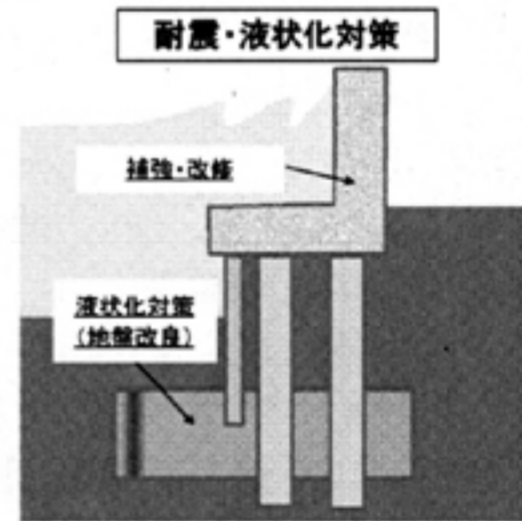
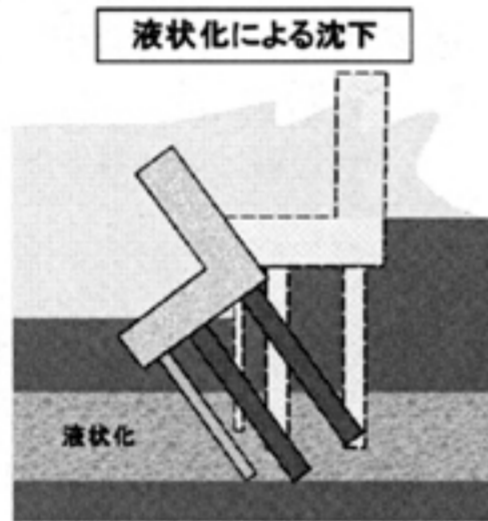
○南海トラフ巨大地震・津波の被害想定と堤防の耐震・液状化対策の事業効果

南海トラフ巨大地震に伴う津波浸水想定(■:浸水区域)



市域浸水面積 約 7,100ha(※1)
 うち浸水深 1m 以上(※2) 約 4,300ha

市域浸水面積 約 1,900ha(約 7 割減)
 うち浸水深 1m 以上(※2) 約 500ha(約 9 割減)

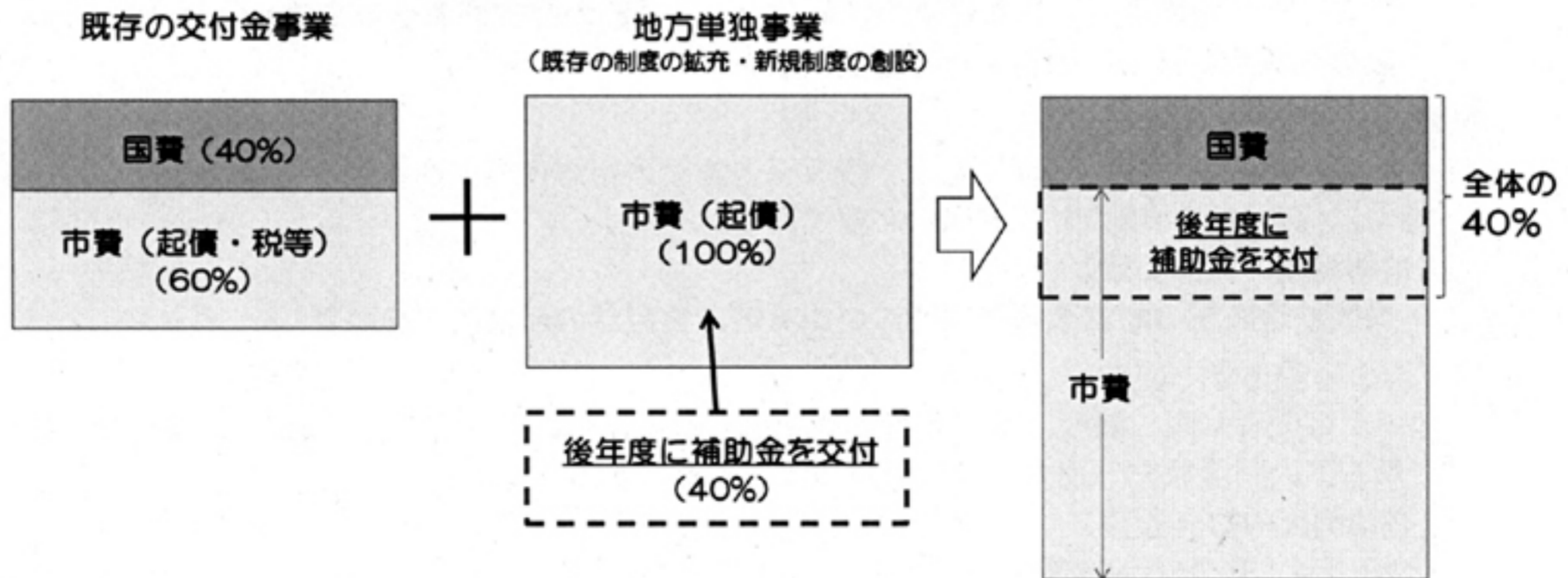


概ね 10 年で約 47km の対策実施

約 1,100 億円 (平均 110 億円/年) 必要

※1 「大阪府防災会議 南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会」による想定
 地盤の液状化に伴う堤防の沈下により、市域の浸水面積は内閣府想定 の 20 倍以上
 ※2 津波浸水深 1m 以上の範囲については、避難していない人の死亡率 100%と想定

○起債を財源に地方単独事業として実施する場合のイメージ (海岸事業の例)



2 安全・安心を支えるまちづくり

(1) 災害に強いまちづくりの推進

◇ 密集市街地整備、建築物・民間鉄道施設等の耐震化

(国土交通省・総務省)

【本市の提案・要望】

- 密集市街地整備を推進するための制度拡充及び財源の確保
- 建築物の耐震化を促進するための制度拡充及び財源の確保
- 民間鉄道施設の耐震化を促進するための制度拡充
- 地下街の耐震化等を促進するための制度拡充及び財源の確保

【現状・課題】

- 東日本大震災をはじめ、全国各地で大規模な地震が頻発し、本市においても、南海トラフ巨大地震や直下型地震の発生が危惧され、甚大な被害が想定されている。そのため、密集市街地を中心とした市街地の不燃化や避難経路の確保をはじめ、住宅の倒壊防止による被害軽減や、多数の市民が利用する建築物や鉄道、地下街の安全の確保等による都市の防災性の向上が必要であることから、密集市街地の整備や、建築物・民間鉄道施設・地下街の耐震化は喫緊の課題である。

(密集市街地整備の推進)

- 本市には密集市街地が広く分布しており、平成26年4月に「密集住宅市街地重点整備プログラム」を策定し、地域特性に応じた密集市街地整備の更なる推進に取り組んでいる。今後、密集市街地において、より一層の防災性の向上を図るため、社会資本整備総合交付金の財源を確保するとともに、国の補助制度の拡充が必要である。

【補助制度の拡充要望】

- ・社会資本整備総合交付金制度の基幹事業である「住宅市街地総合整備事業」における老朽住宅の建替えや除却等に対する補助制度の補助率の引き上げ、補助にかかる地方負担額の起債措置、及び「都市再生区画整理事業」における補助要件の緩和を要望

(建築物の耐震化の促進)

- 耐震診断・改修補助事業を実施している住宅や、耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられた建築物の耐震化の促進を図るとともに、東日本大震災における吊り天井の脱落被害を踏まえ、市設建築物の吊り天井脱落対策の着実な推進を図るため、耐震改修に係る国の補助制度の財源確保と制度拡充が必要である。

【補助制度の拡充要望】

- ・社会資本整備総合交付金制度の基幹事業である「住宅・建築物安全ストック形成事業」における民間住宅等の耐震改修費補助の補助率の引き上げや地方負担額の起債措置、及び市設建築物の天井の耐震改修に関する補助内容の拡充を要望
- ・耐震診断が義務付けられた建築物を対象とした「耐震対策緊急促進事業」における適用期限の延長及び補助率の引き上げを要望

(民間鉄道施設の耐震化の促進)

- 民間鉄道事業者が国の基準に基づき行う鉄道施設の耐震化の促進を図るためには、国の協調補助に係る地方負担の財源確保が必要である。

【補助制度の拡充要望】

- ・民間鉄道施設の耐震改修費補助にかかる地方負担額の起債措置を要望

(地下街の耐震化等の促進)

- 地下街事業者が国の制度に基づき行う地下街の耐震化等の促進を図るためには、耐震補強等に係る国の制度拡充と地方負担の財源確保が必要である。

【補助制度の拡充要望】

- ・地下街の防災推進事業費補助にかかる国庫補助率の引き上げや、補助にかかる地方負担額の起債措置を要望

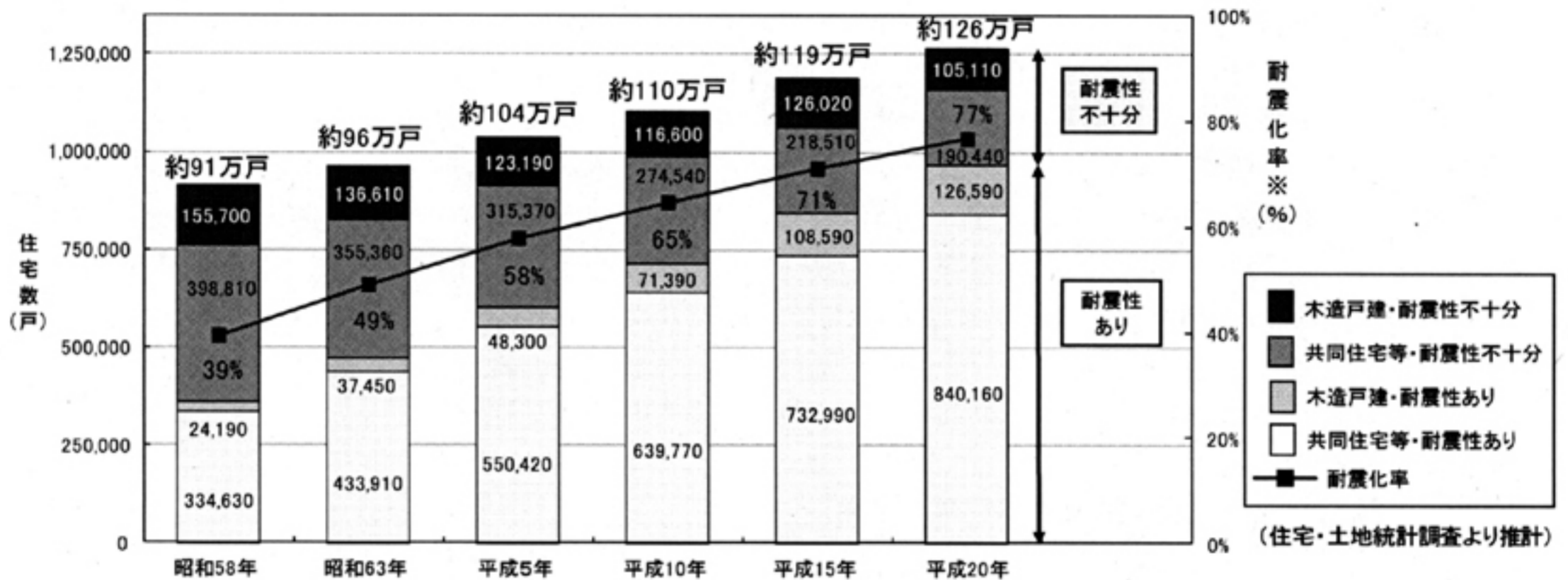
担当：都市整備局・都市計画局・危機管理室

○大阪市の密集市街地



特に優先的な取り組みが必要な密集住宅市街地
 (約 1,300ha)
 不燃領域率等を指標に、「特に優先的な取り組みが必要な密集住宅市街地」として平成 15 年 2 月に設定(平成 24 年度に国の「地震時等に著しく危険な密集市街地」として設定)

○住宅の耐震化率の推移



※ 国の「住生活基本計画」において、住宅の耐震化率を平成 32 年までに 95%とする新たな目標が定められている。

○特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令（平成 25 年 3 月）の概要

耐震補強の対象(※)	耐震補強の目標年度
一日あたりの平均片道断面輸送量が1万人以上の線区の高架橋等	平成29年度まで
一日あたりの平均乗降客数が1万人以上の駅	平成29年度まで
緊急輸送道路等と交差・並走する線区の高架橋等	速やかに実施

※ 首都直下地震及び南海トラフ地震で震度 6 弱以上が想定される地域が対象

○大阪市内の地下街一覧

	地下街名	開業年	面積	推定利用者数
大阪駅周辺	ホワイトイラめだ	昭和38年	31,336 m ²	40.0万人/日
	大阪駅前ダイヤモンド地下街 (ディアモール大阪)	平成7年	45,646 m ²	33.0万人/日
	ドーゾマ地下センター	昭和41年	8,123 m ²	16.0万人/日
中之島	中之島地下街	昭和40年 (平成24年リニューアル)	3,232 m ²	0.9万人/日
心斎橋	クリスタ長堀	平成9年	81,818 m ²	—
難波	なんばウォーク	昭和45年	37,881 m ²	16.0万人/日
	NAMBAなんなん	昭和32年	7,189 m ²	3.6万人/日
天王寺	あべちか	昭和43年	9,771 m ²	5.9万人/日

2 安全・安心を支えるまちづくり

(2) 都市基盤施設の老朽化対策

(国土交通省・厚生労働省・経済産業省)

【本市の提案・要望】

- 老朽化が進む都市基盤施設の維持管理・更新を推進するための制度の創設・拡充及び財源の確保

【現状・課題】

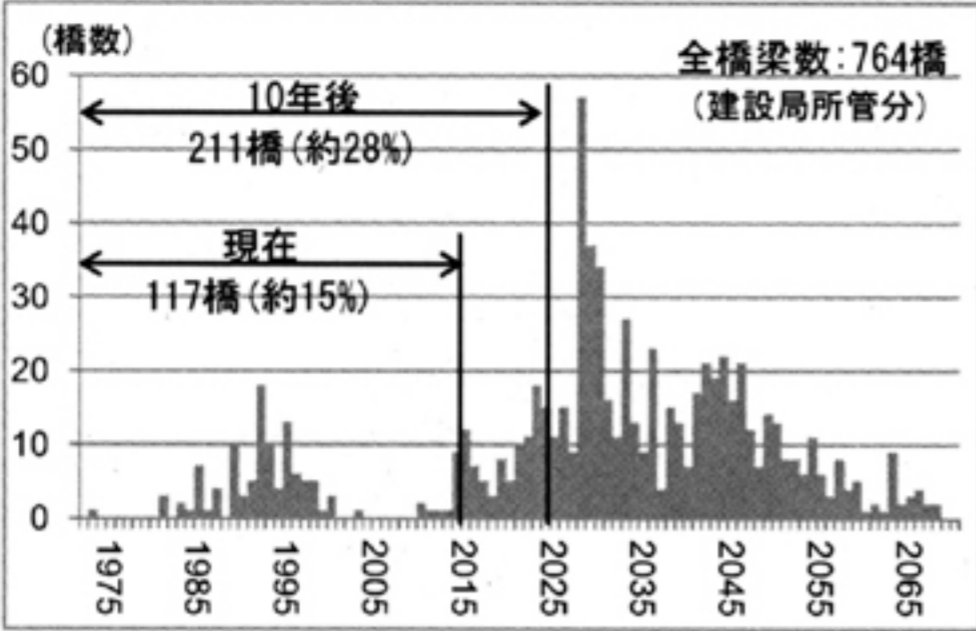
- 本市では、道路、橋梁、上下水道、工業用水道、河川、岸壁など膨大な量の都市基盤施設を管理しており、かつ、古くから都市化が進んだため、都市基盤施設の老朽化が進んでいる。例えば下水管渠については、今後10年間で標準耐用年数を超過する割合が約6割となるなど、早急な対応が必要である。
- 都市基盤施設の維持管理・更新の推進は喫緊の課題となっているが、厳しい財政状況下で施設更新が困難な状況において、都市基盤施設の老朽化の状況に対応するため、予防保全による計画的・効率的な維持管理・更新を行うことで施設の長寿命化を図り、中長期的なコストの平準化と抑制を進めていく必要がある。
- また、「インフラ長寿命化基本計画」(平成25年11月「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」において策定)に基づき、本市においても、本市が管理・所管する都市基盤施設の維持管理、更新等を着実に推進するための「インフラ長寿命化計画(行動計画)」の策定及び個別施設ごとの具体の対応方針を定める「個別施設毎の長寿命化計画(個別施設計画)」の策定が必要となった。
- 上記の各計画の策定及び各計画に基づく都市基盤施設の維持管理・更新を着実に進めるため、老朽化対策に係る事業における財源の確保及び制度拡充について要望する。

(補助制度の創設・拡充及び財源の確保)

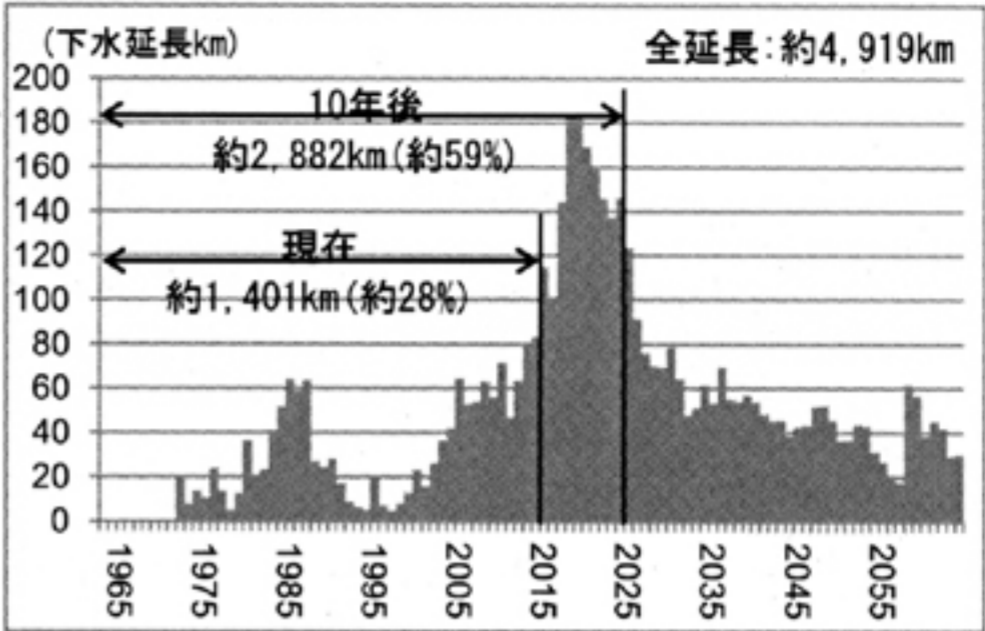
- 都市基盤施設の安全性を確保していくために、計画的で効率的な維持管理・更新に必要な老朽化対策に係る事業の財源の確保を要望する。
- 公園施設の老朽化対策に係る事業である「公園施設長寿命化対策支援事業」について、面積要件の撤廃を要望する。
- 港湾施設について、老朽化対策に係る事業である「港湾改修事業(港湾施設改良費統合補助)」の国費率の嵩上げとともに、道路施設と同様に、定期点検並びに維持管理計画の更新を防災・安全交付金の対象とすることを要望する。
- 都市域に多く見られる鋼矢板構造などの特殊堤護岸において、長寿命化を図るための計画的維持管理に必要な事業費を交付金対象とできるように、制度の創設または拡充を行うなど、十分な財源確保のための措置を要望する。
- 水道管の老朽化対策に係る事業である「老朽管更新事業(水道水源開発等施設整備費補助)」について、採択基準の緩和を要望する。

担当：建設局・港湾局・水道局

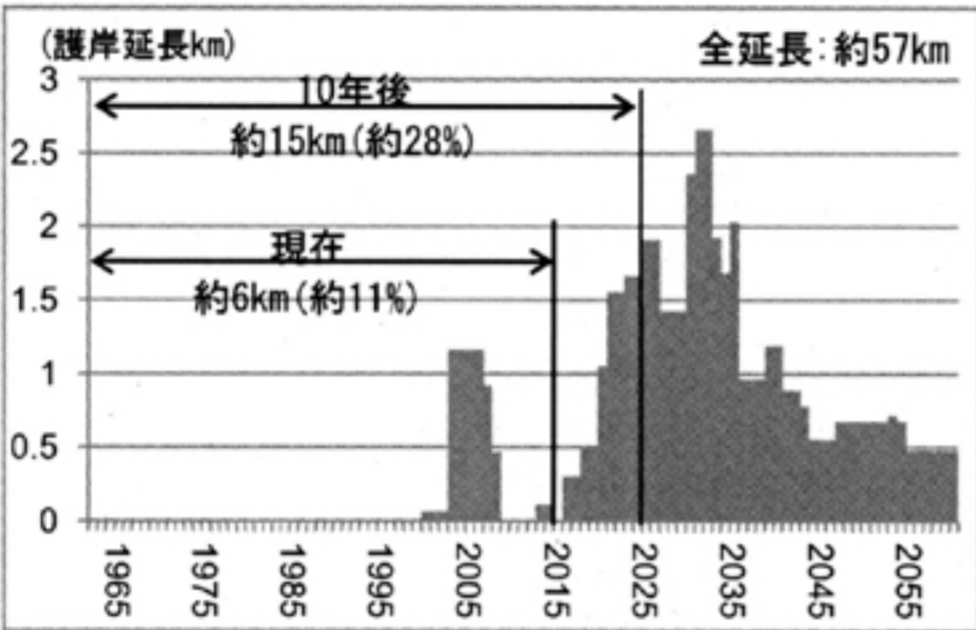
耐用年数*を迎える施設数・延長（施設別）



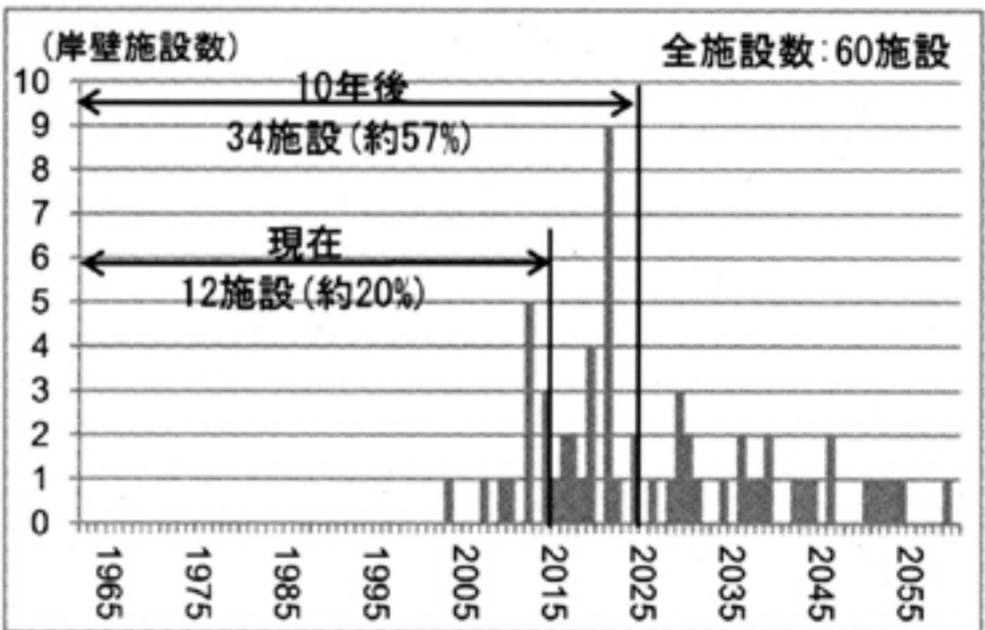
橋梁 (耐用年数:60年)



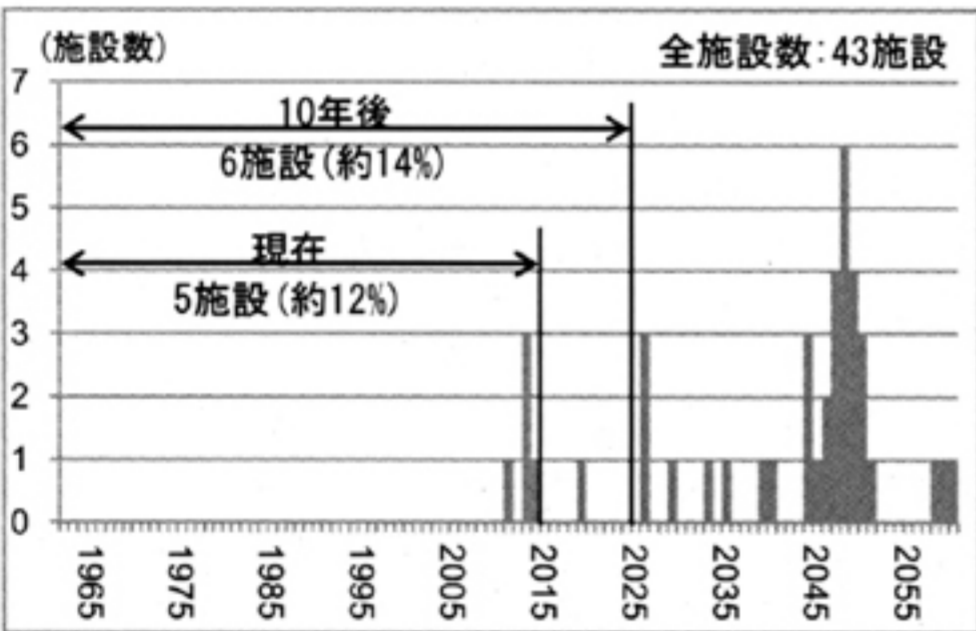
下水道 (耐用年数:50年)



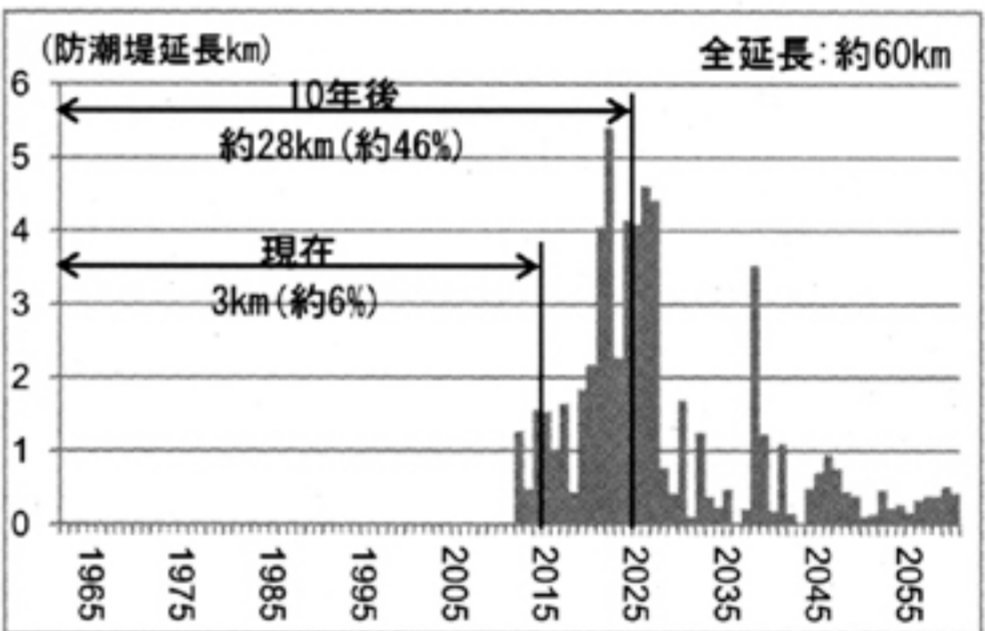
河川 (耐用年数:50年)



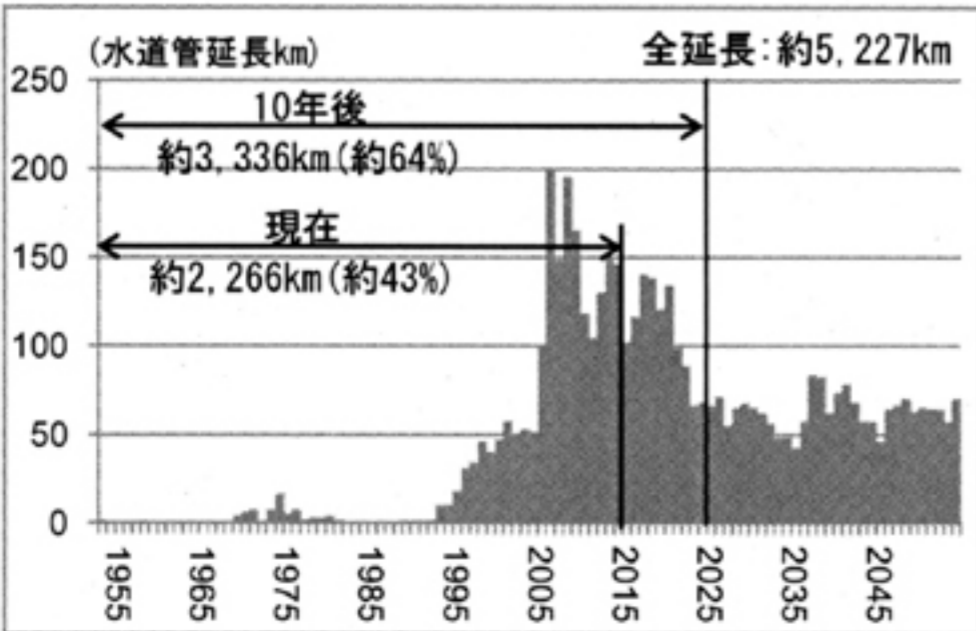
岸壁 (耐用年数:50年)



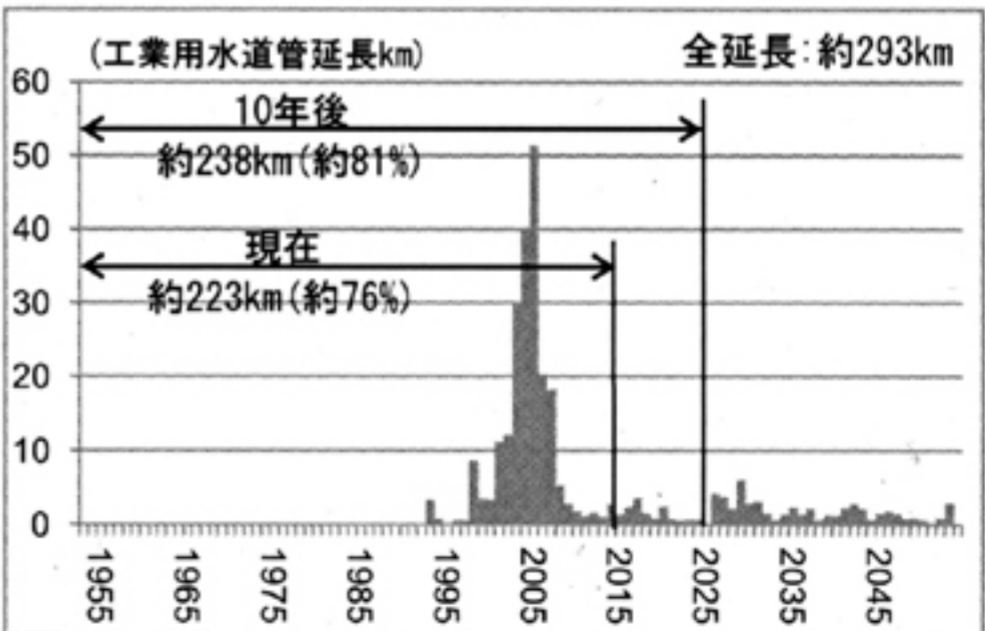
橋梁・トンネル(港湾施設) (耐用年数:50年)



防潮堤 (耐用年数:50年)



水道管 (耐用年数:40年)



工業用水道管 (耐用年数:40年)

*耐用年数:減価償却・更新実績・技術基準などを考慮した想定耐用年数、国庫補助の対象となる標準耐用年数、法律上の法定耐用年数がある。

2 安全・安心を支えるまちづくり

(3) 分権型の国の形への転換

◇ 地方税財政改革の推進

(総務省・財務省、関係各省庁)

【本市の提案・要望】

- 分権型社会の実現に向けた、税源移譲を基本とした国と地方の税源配分の是正
- 国と地方の役割分担の見直しを行ったうえでの、国庫補助負担金の改革
- 地方固有の財源であることを踏まえた、地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止

【現状・課題】

(分権型社会の実現に向けた、税源移譲を基本とした国と地方の税源配分の是正)

- 現状における国・地方間の「税の配分」は6：4であり、一方、地方交付税、国庫支出金等も含めた「税の実質配分」は3：7となっており、依然として大きな乖離がある。
- 地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるようにするため、国と地方の役割分担を抜本的に見直したうえで、複数の基幹税からの税源移譲により、国と地方の「税の配分」をその新たな役割分担に応じたものとする必要がある。
- 特に都市部においては、昼間流入人口による財政需要や都市の成熟化に伴う更新需要が大きいにも関わらず、現行の市町村税財政制度は、その財政需要に見合ったものになっていないため、都市的税目である法人所得課税・消費流通課税の市町村への配分割合を高める必要がある。
- なお、地方公共団体間の財政力格差の是正については、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うこととし、法人市民税の一部を国税化して創設された地方法人税は、受益と負担の関係に反しているため、速やかに撤廃し、法人市民税へ還元すべきである。それまでの間においては、交付団体の法人市民税減収分について、臨時財政対策債ではなく優先的に普通交付税により全額措置する必要がある。
- また、国において、法人実効税率の引下げ措置など、税負担を軽減させる措置を講ずる場合には、併せて課税ベースの拡大を行うなど、地方税が減収とならない制度設計を行うべきである。

(国と地方の役割分担の見直しを行ったうえでの、国庫補助負担金の改革)

- 国庫補助負担金の改革にあたっては、国と地方の役割分担の見直しを行ったうえで、国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すべきである。
- また、税源移譲されるまでの間、地方の自由度の拡大につながらない単なる国庫補助負担率の引下げは、決して行わないようにされたい。

(地方固有の財源であることを踏まえた、地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止)

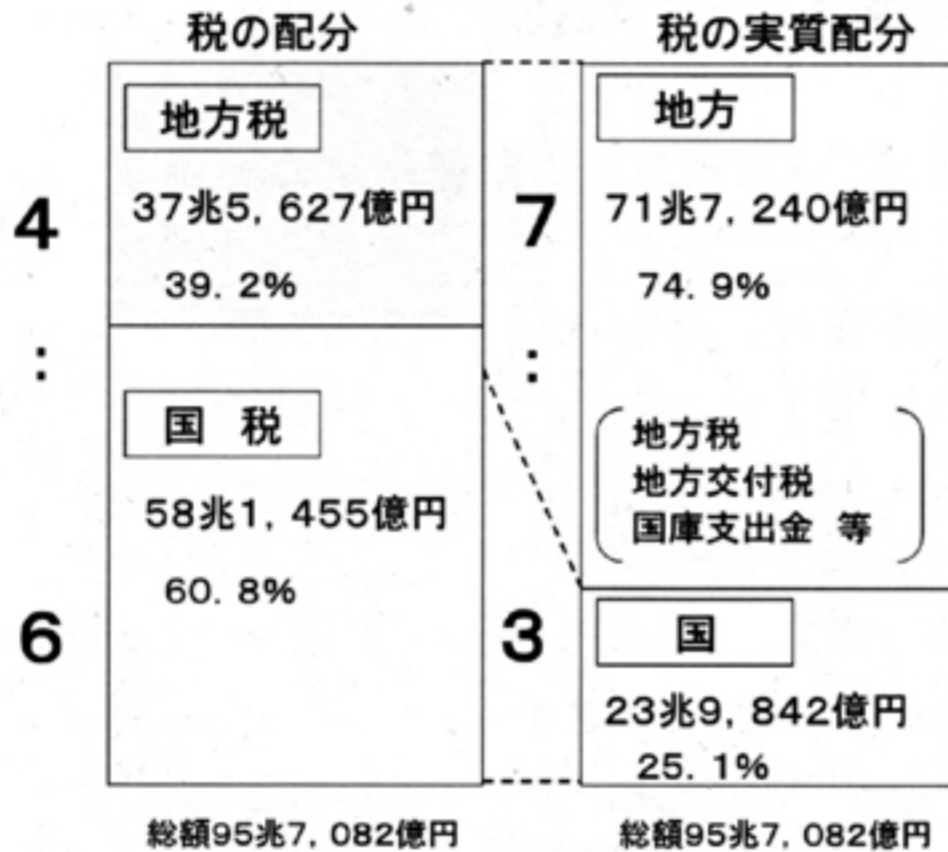
- 地方交付税は、国の歳出削減を目的とした削減は決して行うべきではなく、地方の財政需要や地方税などの収入を的確に見込むことで、必要な総額を確保すべきである。
- 国・地方を通じた歳出削減努力によってもなお生じる地方財源不足は、地方交付税の法定率引上げによって解消すべきであり、臨時財政対策債は速やかに廃止すべきである。

担当：財政局、関係各局

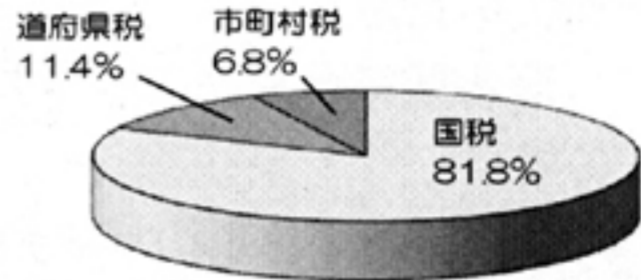
国・地方における税の配分状況

税の配分の
抜本的な
是正が必要!

《平成27年度》

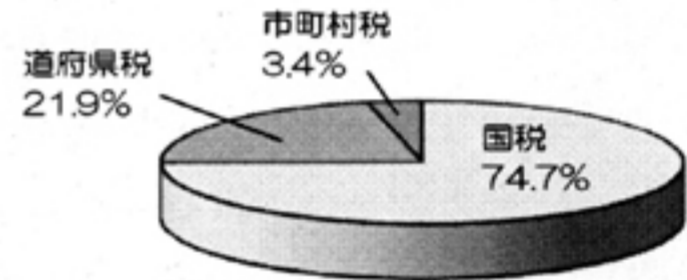


法人所得課税の配分割合(実効税率)
(平成27年4月1日時点)



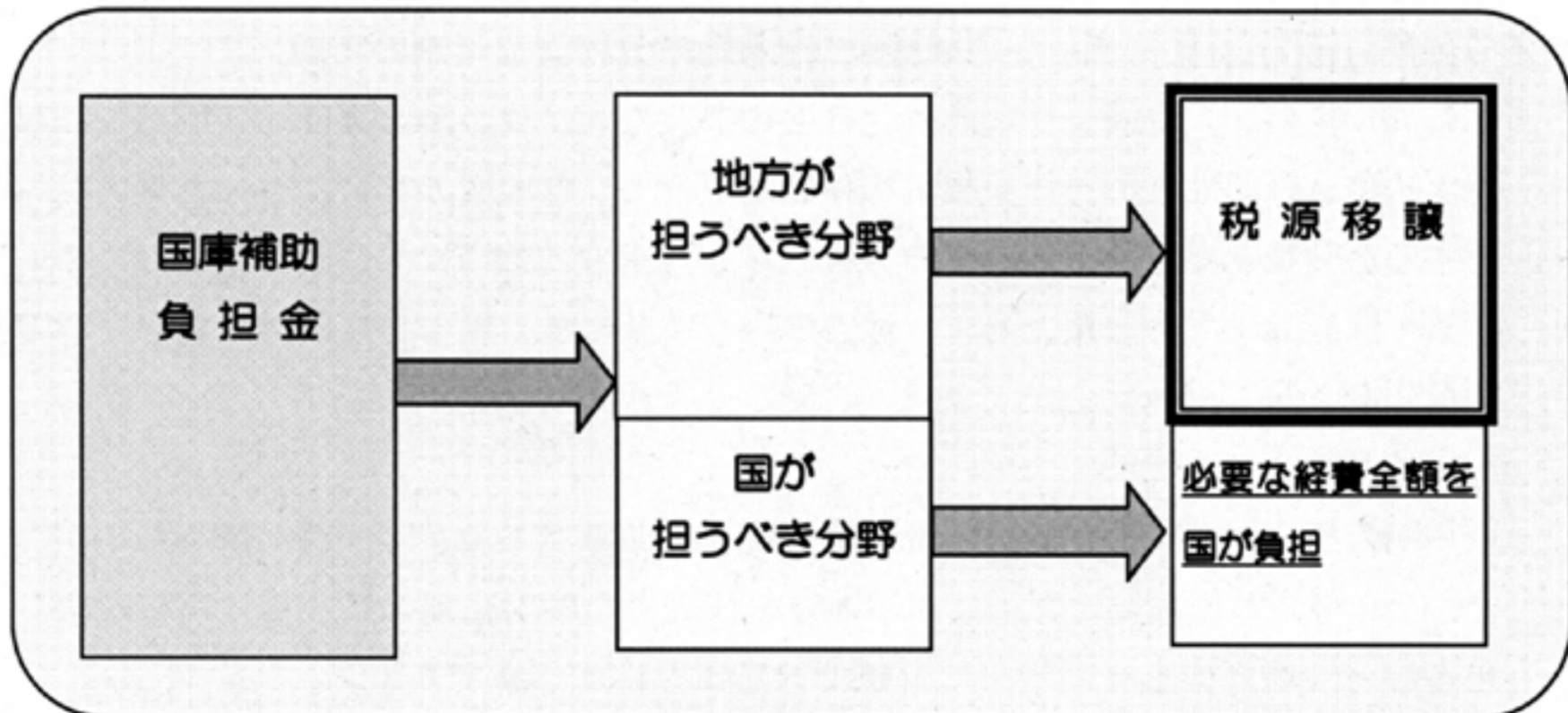
- 注 1 実効税率は、法人事業税及び地方法人特別税が損金算入されることを調整した後の税率である。
 注 2 資本金が1億円を超える法人を対象とした場合である。
 注 3 配分割合は、地方法人特別譲与税による道府県への還元前の値である。

消費・流通課税の配分割合
(平成27年度)



- 注 1 国の当初予算額、地方財政計画額による数値である。
 注 2 東日本大震災による減免等の金額は含まない。
 注 3 配分割合は、譲与税等による道府県、市町村への還元前の値である。

国庫補助負担金の改革



2 安全・安心を支えるまちづくり

(3) 分権型の国の形への転換

◇ 地方創生、地方分権改革の推進

(内閣府・経済産業省・総務省)

【本市の提案・要望】

(地方創生の推進)

- 大阪市版総合戦略を推進するための新型交付金の必要額確保と活用しやすい制度の構築
- 地方における企業の拠点強化を促進する特例措置の見直し

(地方分権改革の推進)

- 地方の発意に基づき、地方自らが地域経営できる地方分権型道州制の実現

(地方版総合戦略を推進するための新型交付金の必要額確保と活用しやすい制度の構築)

- 昨年、成立・公布された「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が決定され、地方版総合戦略を中心に自主性・主体性を持って地方創生に取り組む地方公共団体に対して新型交付金による財政的支援が検討されることとされた。
- 少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京一極集中を是正し、地方創生を推進していくため、大阪市版総合戦略を推進するための新型交付金については、若い世代の結婚・出産・子育て環境の整備や雇用創出などに必要な額を確保するとともに、手続きを迅速化するなど活用しやすい制度とすることが必要である。

(地方における企業の拠点強化を促進する特例措置の見直し)

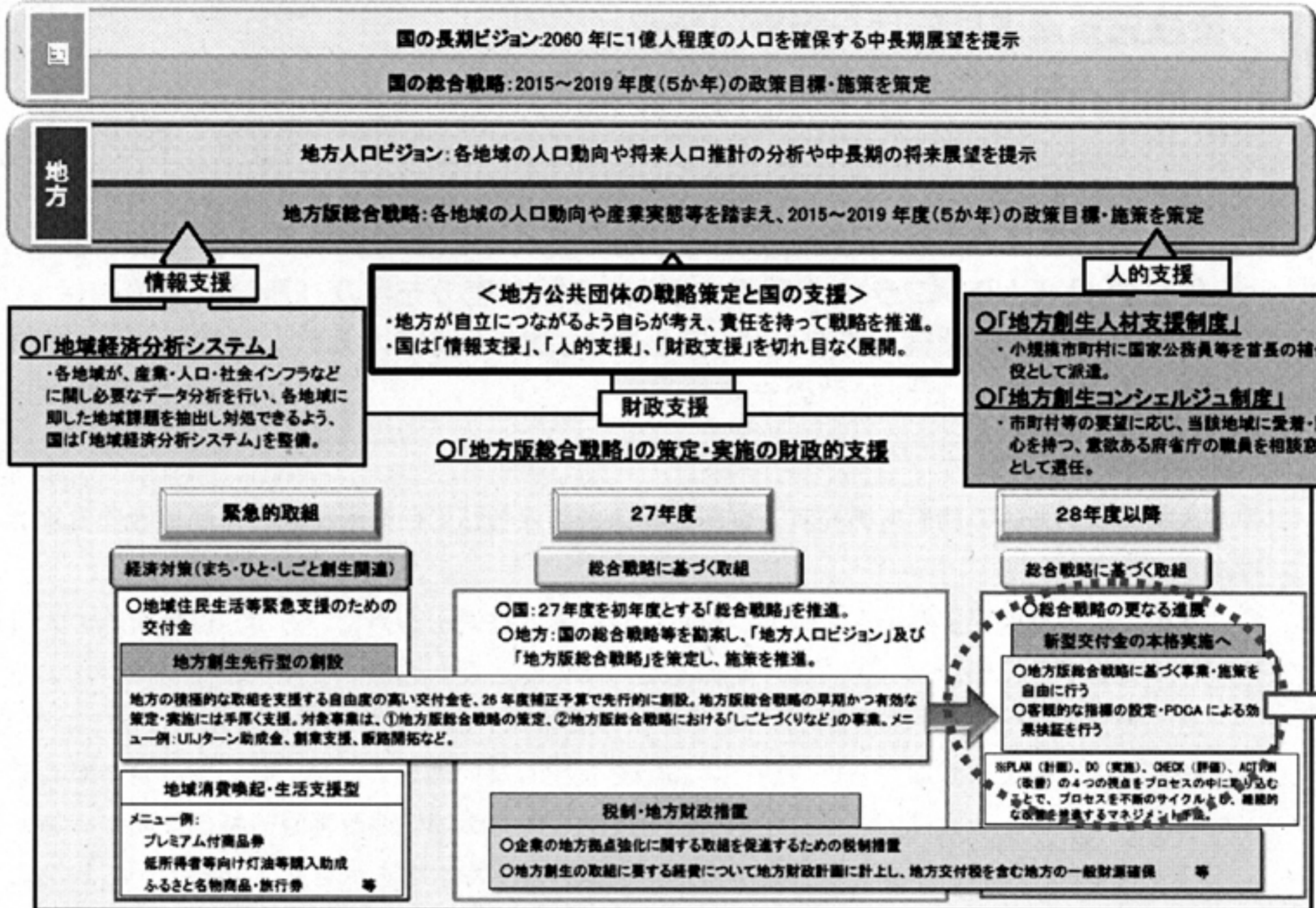
- 企業等の東京一極集中が是正され、大阪地域における企業立地、及び活発な企業活動が行われるよう、企業の地方拠点化に係る特例措置において大阪市を支援対象とすることが必要である。

(地方の発意に基づき、地方自らが地域経営できる地方分権型道州制の実現)

- 国においては、人口減少や超高齢化社会の到来など、我が国が直面する困難な課題に対応するために、有効性を失った中央集権体制を見直し、各地域の実情に合った地方分権改革を推進する必要があると考える。地方分権改革を推進する観点から、国と地方双方のあり方を再構築・機能強化する方策として、地方の発意に基づき、地方自らが地域経営できる地方分権型道州制の早期導入が必要である。
- 道州制の導入は、統治システムを再構築する大改革であり、国民的な議論が不可欠であることから、導入の検討にあたっては、地方の代表者を検討組織の構成員に可能な限り多く配置するなど、地方の意見が十分に反映できるようにすべきである。

担当：政策企画室・経済戦略局・総務局

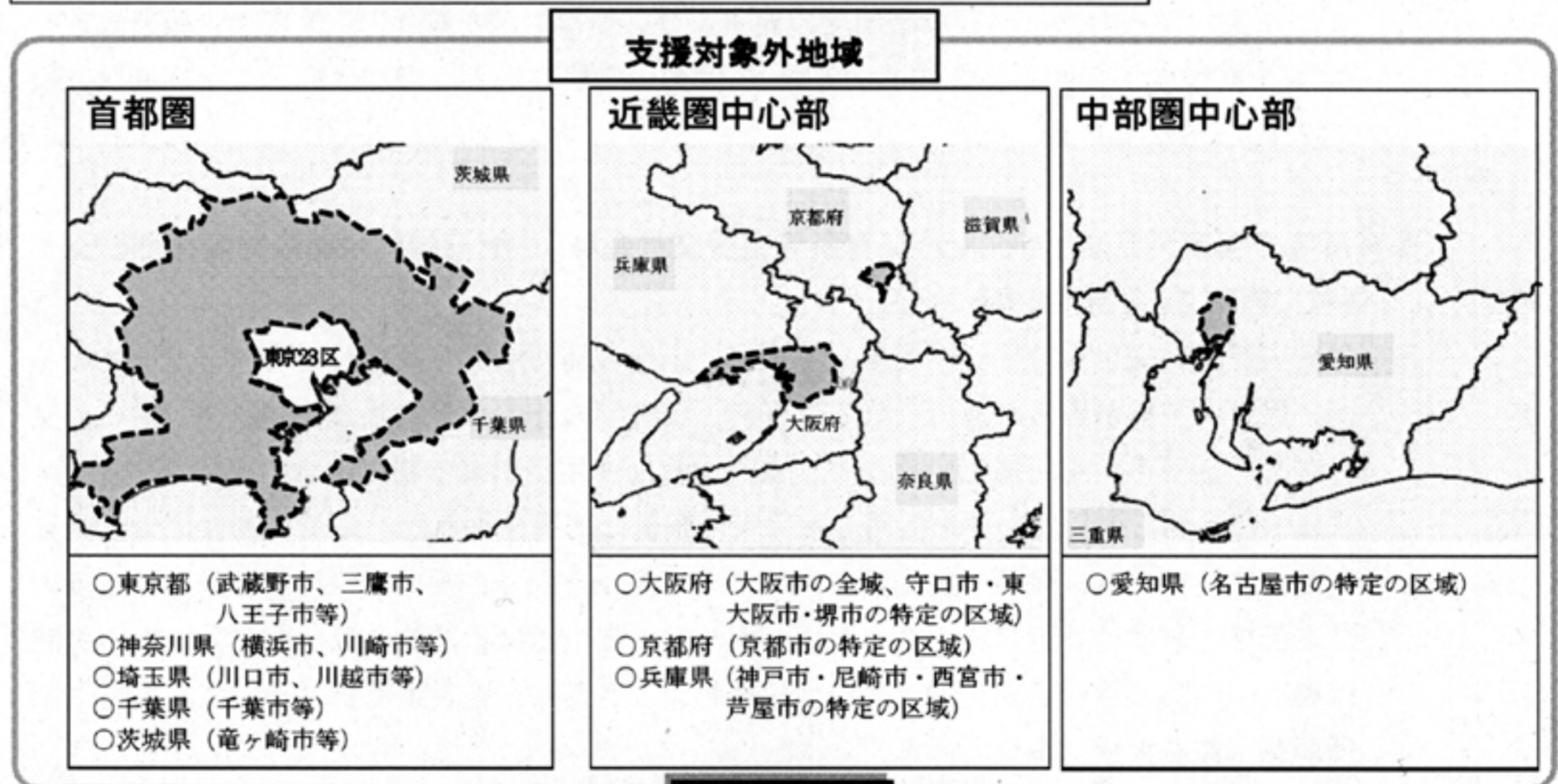
地方版総合戦略の推進



※出典：まち・ひと・しごと創生本部ホームページ掲載資料

新型交付金の必要額確保と
活用しやすい制度の構築が必要

地方における企業の拠点強化を促進する特例措置の見直し



支援対象の見直しが必要

3 待機児童解消に向けた施策の充実

◇ 保育人材確保や認可保育所等の整備促進

(内閣府・厚生労働省)

【本市の提案・要望】

- 保育人材確保のため、保育士の処遇改善や保育士試験の年2回実施の推進をかける「保育士確保プラン」を実行するための諸制度の充実及び所要財源の確保
- 認可保育所等の整備促進のため、安心こども基金と同様の柔軟な制度運用と、都市部の実態に応じた賃料補助の充実

【現状・課題】

(保育人材確保のための諸制度の充実及び所要財源の確保並びに保育士試験の年間複数回実施の推進)

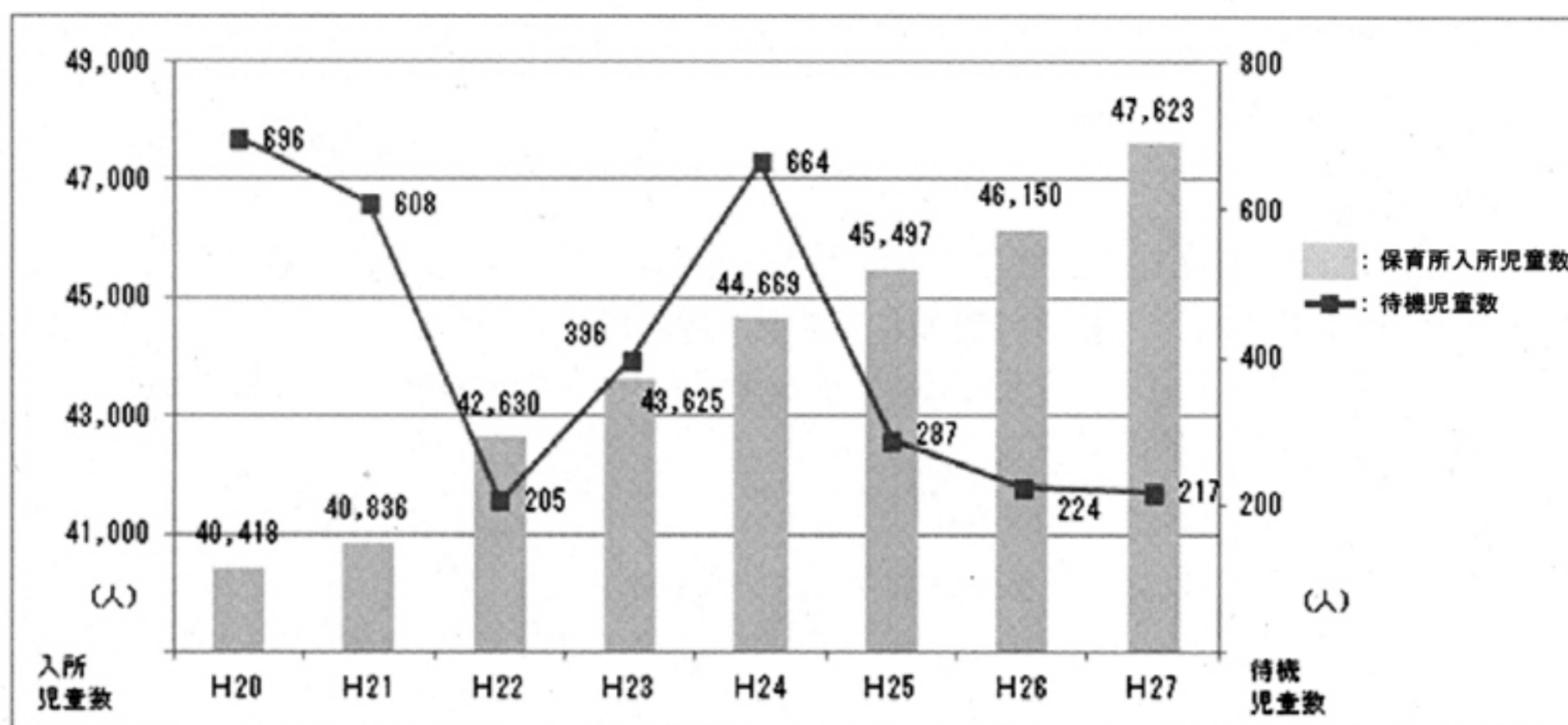
- 本市では、待機児童解消を目指し、認可保育所等の整備を進めているが、保育所等の入所枠を拡張するためには、保育士の確保も進めていく必要がある。そのなかで、保育士の処遇改善、保育士の資格取得者の増加、保育士の資格保有者の就職促進が課題となっている。
- 保育士の資格を有しながら保育所への就職を希望しない理由として、47.5%は賃金が希望にあわないことを挙げている。平成25年度から保育士等処遇改善臨時特例事業が実施されているが、なお、保育士の賃金水準は、全職種の平均水準を大きく下回っている状況にある。
- 子ども・子育て支援新制度への移行に伴い、約3%の処遇改善に必要な財源を平成27年度予算として確保しつつも、継続的に保育士を確保するためには、「保育士確保プラン」に基づく取り組みを着実に推進することが必要である。
- そのためにも、1歳児の職員配置(6:1)の現場実態に応じた改善や「保育士確保プラン」を実行するために必要な諸制度の充実及び必要な財源を確保し、保育士の処遇改善や保育士試験の年2回実施を推進するなど、保育士資格取得者の増加に向けて積極的な支援等を図るべきである。

(保育所等の整備が促進されるよう、保育所等整備交付金等における補助水準の充実を図るとともに、柔軟に運用できる制度とすること。)

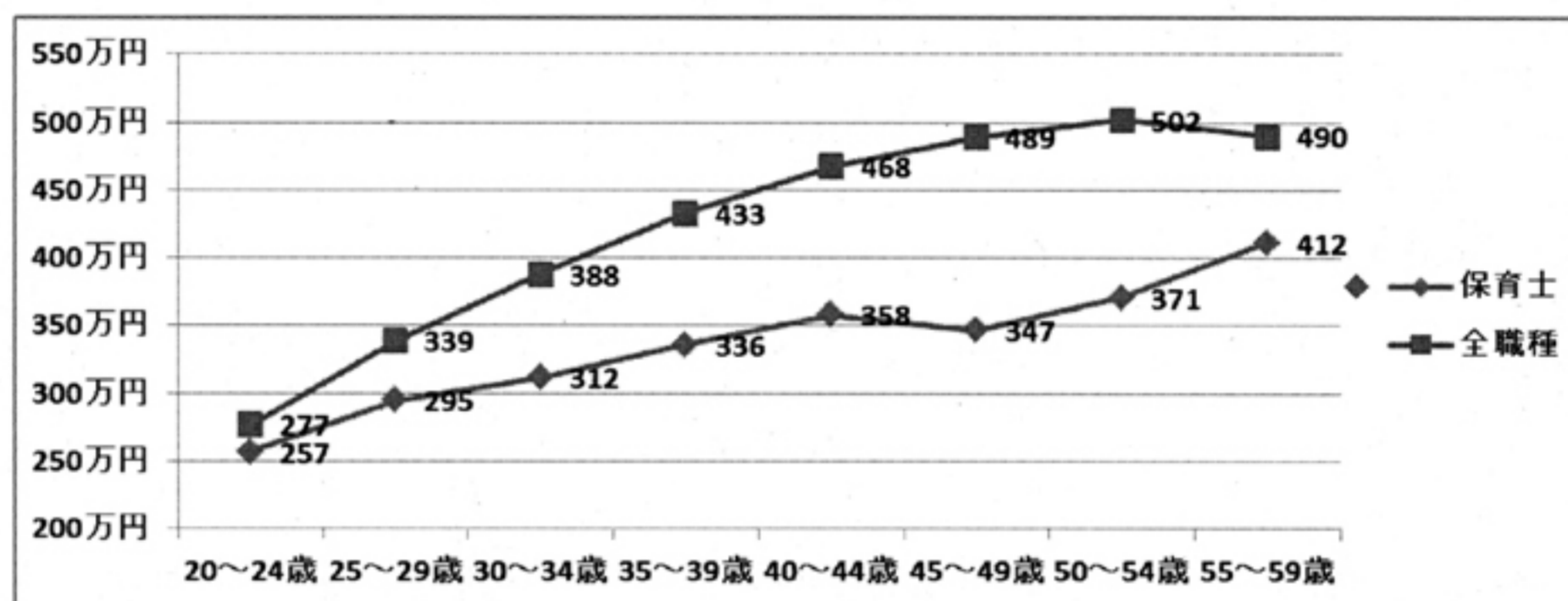
- 保育所等整備交付金等については、平成26年度の補助水準を維持したものとなっているが、保育所整備が円滑に進められるよう、これまでの安心こども基金と同様に、国への交付金等の随時申請を可能とするなど、より柔軟な運用が出来る制度にすべきである。
- また、都市部での賃貸物件を活用した保育所整備の促進を図るための賃貸物件による保育所整備については、保育所整備時の賃料補助が廃止となり、平成27年度以降は新制度の公定価格における賃料加算となった。しかし、大都市では物件の確保が困難で、本市民間保育所の実際の賃料も賃料加算額を大幅に超え、さらに、施設整備費についても同様に国補助基準額を大幅に超えている。
- こうしたことから、賃貸物件による整備については、従来の安心こども基金と同等の、保育所整備のインセンティブとして効果のある補助制度とするとともに、公定価格における賃料加算や整備補助額について実態に見合うよう増額するべきである。

担当：こども青少年局

○保育所入所児童数及び待機児童数の推移（各年4月1日現在）



○保育士と一般労働者の賃金水準（平成26年度賃金構造基本統計調査）



○賃貸物件による保育所を整備した場合（定員60人の場合）

	賃貸物件を借り上げた整備補助		実際にかかる額
	平成26年度まで	平成27年度以降	
整備費	27,000千円 3/4補助	27,000千円 3/4補助	約40,000～70,000千円
賃借料補助	41,000千円 3/4補助 (設立時に交付)	—	下記費用の一部前払に使用
給付費(運営費) 賃料加算	—	月 168千円 10/10給付 (毎月 交付)	月 800～1,000千円

これまでの賃料補助は設立時に前払賃料として交付していたため、保育所設立のインセンティブとして、有効であった。

(前払により、抵当権の解除や所有者工事の一部に使用が可能)

しかし、運営費に賃料加算がなく、運営法人は毎月の賃料の支払いに対する負担が大きかった。

平成27年度以降は、給付費に賃料加算が創設されたが、加算額が十分でない。

また、従来の賃料補助が廃止されたため、設立時における法人の負担が大きい。

4 安心して生活できるセーフティネットの確立

(1) 生活困窮者自立支援制度の円滑な運営及びホームレス対策の推進

(厚生労働省・内閣府・総務省・経済産業省・国土交通省)

【本市の提案・要望】

- 生活困窮者自立支援制度の円滑な事業運営のために必要な財源の確保
- ホームレスの自立支援等の施策に対する財源措置の確保
- 国の責務による雇用対策をはじめとする施策のより一層の充実と全国的なホームレス自立支援等施策の実施

【現状・課題】

生活困窮者自立支援制度は、平成 25 年 12 月に生活困窮者自立支援法が成立し、本年 4 月から本格実施となったが、国において、本市の実情に応じた効果的な事業を実施するための財源措置がなされていない。

また、路上等で起居するホームレスと地域社会の中で生活している生活困窮者とは、自立のための支援方法が異なるにもかかわらず、生活困窮者自立支援法において、ホームレスも対象に位置付けられたことから、補助率が引き下げられ、多額の市費負担が発生している。

○ 生活困窮者自立支援制度の円滑な運営

本市においては、他都市に比べ生活保護受給者などの低所得者が多く保護率も非常に高いことなどから、生活困窮者自立支援事業へのニーズが高く、きめ細かな相談体制を構築し、効果的な事業運営を行う必要がある。

・本事業の国庫負担金等は、人口規模によって事業費の設定が行われているが、人口規模と額の設定が比例しておらず、不十分な設定となっている。

・さらに、本市の保護率は 5% を超えており、保護率が 3% を超える自治体に対する加算措置では、本市の実情を踏まえたものとはなっていない。

⇒ より効果的な事業運営を行うため、国庫負担金等基準額設定の見直しや加算措置の拡充により、本市の実情に応じた必要十分な財源措置を講じられたい。

○ ホームレス対策の推進

ホームレス問題は、様々な社会的、経済的要因が複合しており、国の責務による雇用対策をはじめとする施策の一層の充実及び全国的なホームレスの自立支援等施策が必要である。

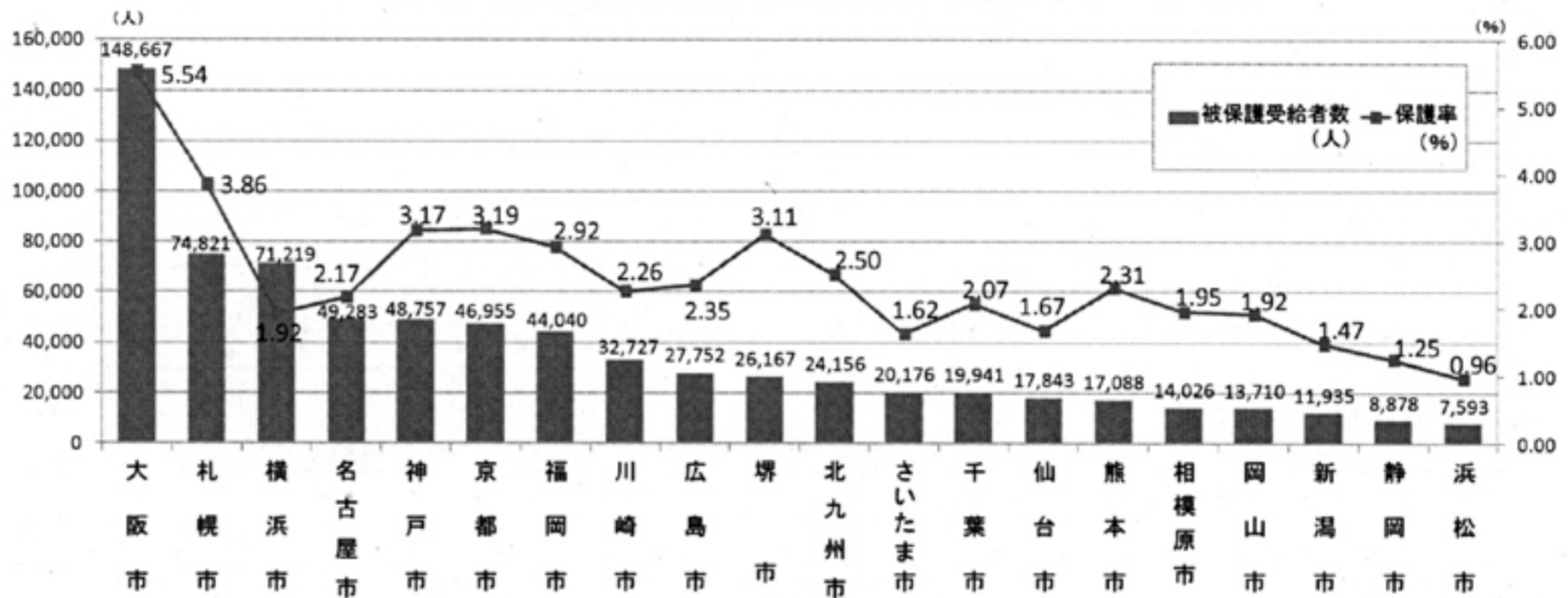
・本市においては、ホームレス数は、平成 27 年 1 月現在で 1,500 人以上と全国で最も多くなっており、他市からの流入が続いている状況下では、一自治体だけでの対応には限界がある。

・財源確保により、地方自治体が策定した「ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」に基づき実施する事業を確実に進めることができるとともに、民間団体とも連携して、総合的にホームレスの自立支援に取り組むことができる。

⇒ ホームレス対策事業については、各地方自治体がそれぞれの地域の実情に応じた多様な施策を進めるための経費については、国において、全額措置を講じられたい。

担当：福祉局・市民局・こども青少年局、関係各局

指定都市被保護受給者数及び保護率（平成27年1月時点）



※厚生労働省生活保護速報により作成

平成27年度国庫補助金等基準額

人口規模	基本基準額 (千円)	
	自立相談	学習支援
10万人以上～15万人未満	18,500	11,000
15万人以上～20万人未満	22,500	14,000
20万人以上～30万人未満	30,000	16,000
30万人以上～40万人未満	38,000	18,000
40万人以上～50万人未満	48,000	20,000
50万人以上～75万人未満	65,000	30,000
75万人以上～100万人未満	90,000	38,000
100万人以上～200万人未満	140,000	50,000
200万人以上	190,000	65,000

○本市における国庫負担金等基準額について
 人口規模 200万人以上
 自立相談 190,000千円(※)
 学習支援 65,000千円
 (※)平成27年度については、経過措置として、生活保護率が3%を超える自治体に対しては1.5を乗じて得た額が基準額となる

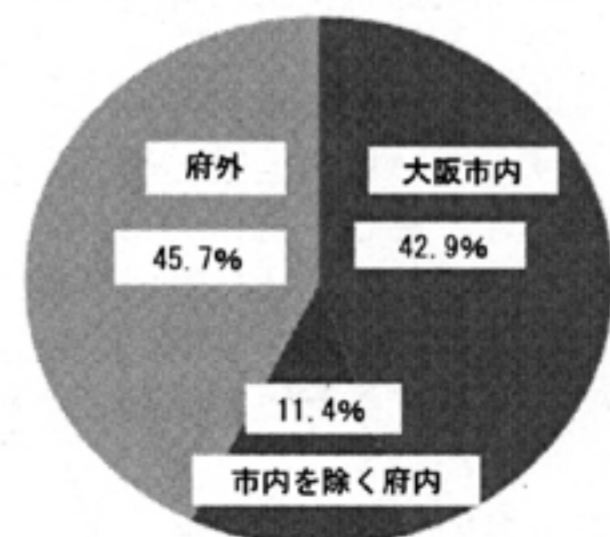
- ・基準額の設定は人口規模に比例したものとすべき
- ・本市は全国の指定都市で唯一保護率5%を超えており、加算率の設定は本市の実情を考慮すべき

主要指定都市のホームレス数（平成26年度）

都市	ホームレス数
大阪市	1,527人
横浜市	548人
川崎市	439人
名古屋市	273人
全国	6,541人

※参考 東京都(23区)1,336人

自立支援センター入所者の最終住民登録地（平成26年度）



最終住民登録地が市外にあったものが過半数を占めている

生活困窮者自立支援法施行に伴う新たな市費負担

(単位:千円)

事業内容	平成27年度 予算額	内訳	
		市費負担	国・府負担
巡回相談事業等	99,583	24,572	75,011
自立支援センター事業	308,344	95,087	213,257
ケアセンター運営事業	180,580	75,298	105,282
合計	588,507	194,957	393,550

現行施策に対する大きな市費負担が見込まれるため、国において、全額措置が必要である。

4 安心して生活できるセーフティネットの確立

(2) あいりん対策の推進

(厚生労働省)

【本市の提案・要望】

- 日雇労働者等自立支援事業などあいりん地域における各種事業に対する財政措置
- 地域事情を踏まえた総合対策の推進、環境改善をめざしたまちづくりに対する支援
- あいりん総合センターのあり方における地域との協議を経た方針策定

【現状・課題】

- 日雇労働求人数はほぼ横ばいの状況となっているが、依然として日雇労働者が全国から仕事を求めて、あいりん地域に流入している。
 - ・日雇現金求人数は、近年ではほぼ横ばいの状況にある（平成 26 年度 28 万 4 千人）。
 - ・推定 1 万 9 千人の日雇労働者等が生活しており、約 3 割が 5 年未満に流入している。
- あいりん地域の生活保護受給者数は依然として高い水準にある。
 - ・生活保護受給者の増加 平成 20 年度 7,337 世帯 ⇒ 平成 26 年度 8,637 世帯
- あいりん地域の結核罹患率が非常に高い。
 - ・西成区（平成 25 年結核罹患率：全国平均の約 11 倍）における新規患者のうち約 5 割をあいりん地域居住者が占めており、集中的な結核対策が必要である。

(取組み)

本市では、「西成特区構想」を打ち出し、あいりん対策を含めた施策を総合的に推進。

◆日雇労働者等自立支援事業

緊急・一時的な宿泊場所の提供、生活相談、健康相談を通して必要な施策へつなげるとともに、就労に向け必要な技術を身につけるための講習会・訓練及び高齢日雇労働者社会的就労支援など総合的な支援を実施。

◆あいりん地域の結核対策

あいりん総合センター前での結核健診、西成区保健福祉センター分館での結核療養相談事業や患者の状況に応じた DOTS（服薬支援）を実施。

また、環境・福祉、安全・安心の拡充に向け、西成特区構想と呼応して、大阪府・大阪府警本部・大阪市が協力し、あいりん地域の環境整備を推進する事業（5 か年計画）等も実施。

◆あいりん地域環境整備事業

・あいりん地域の不法投棄ごみの回収量（大阪市内の約 34.5%）が非常に多いため、地域住民等と行政が協働し、不法投棄ごみの収集・運搬、分別及び処分に係る事業を行っているほか、駐輪対策などの地域課題への対応を行っている。また、保護者からの要望により、通学路への防犯カメラの設置を行っている。

◆薬物依存症者等へのケアの強化

・大阪府と協働した広域的な対策を行う事で、府内全体の患者ケア水準の向上を目指す。（当事者支援のための専門プログラムの実施、家族教室の強化等）

⇒ あいりん地域の諸課題は、労働施策など社会全体の課題がこの地域に集中していることから生じ、個別の取組みや一自治体での対応では根本解決に至らない広域的な課題であるが、あいりん対策事業は、市の負担が重く、国による各種事業に対する財政措置を講じられたい。さらに、地域事情を踏まえた総合対策の推進、環境改善をめざしたまちづくりに対する支援を実施されたい。

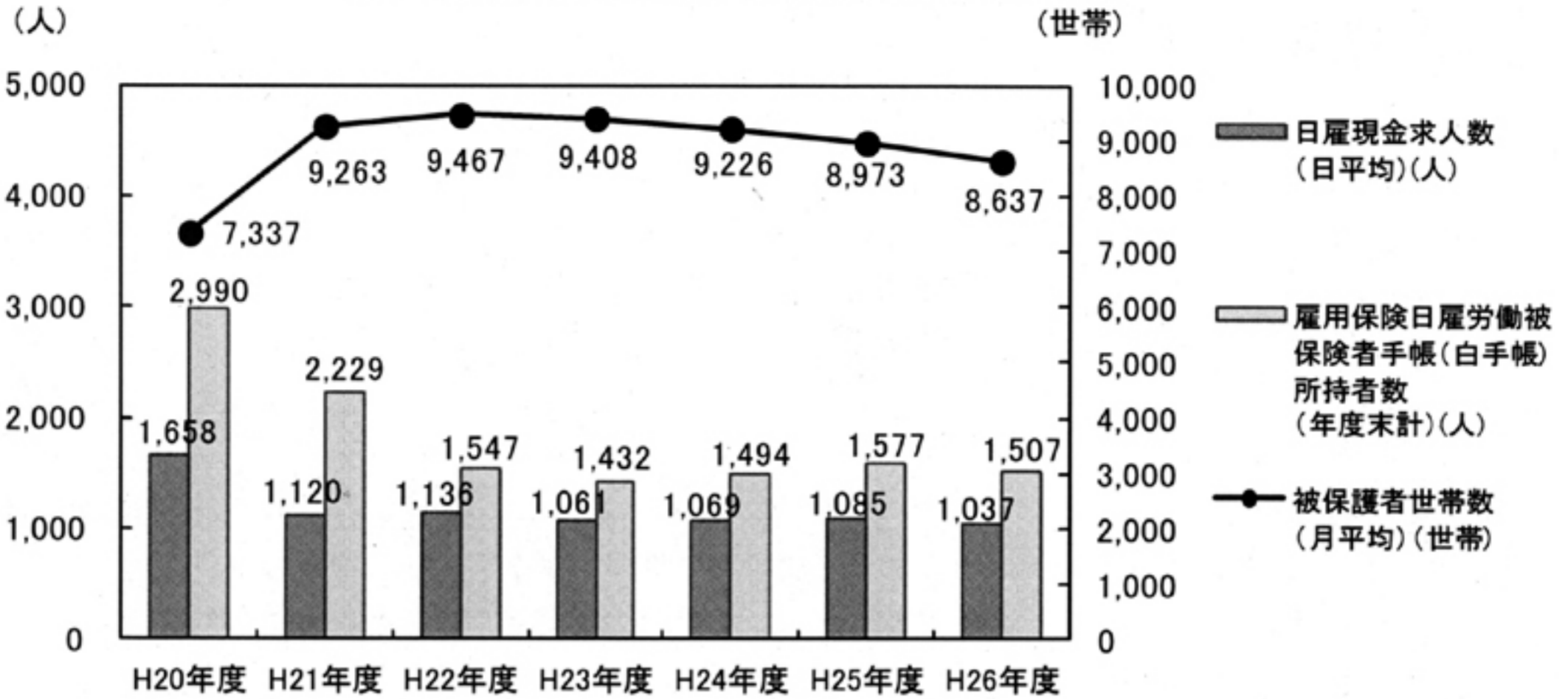
◆あいりん総合センターについて

・公共職業安定所（国所管）、労働福祉センター（府所管）、市営住宅・社会医療センター（市所管）、の複合施設であり、耐震性が低く老朽化している。そうした中、施設のあり方などにについて、地域関係者により構成された「あいりん地域のまちづくり検討会議」において、地域の意見がとりまとめられた。

⇒ あいりん総合センターのあり方検討にあたっては、国としても「あいりん地域のまちづくり検討会議」で行われた議論、提案を最大限尊重するとともに、十分に地域住民や関係者との協議等を行い、具体的な方針等を策定されたい。

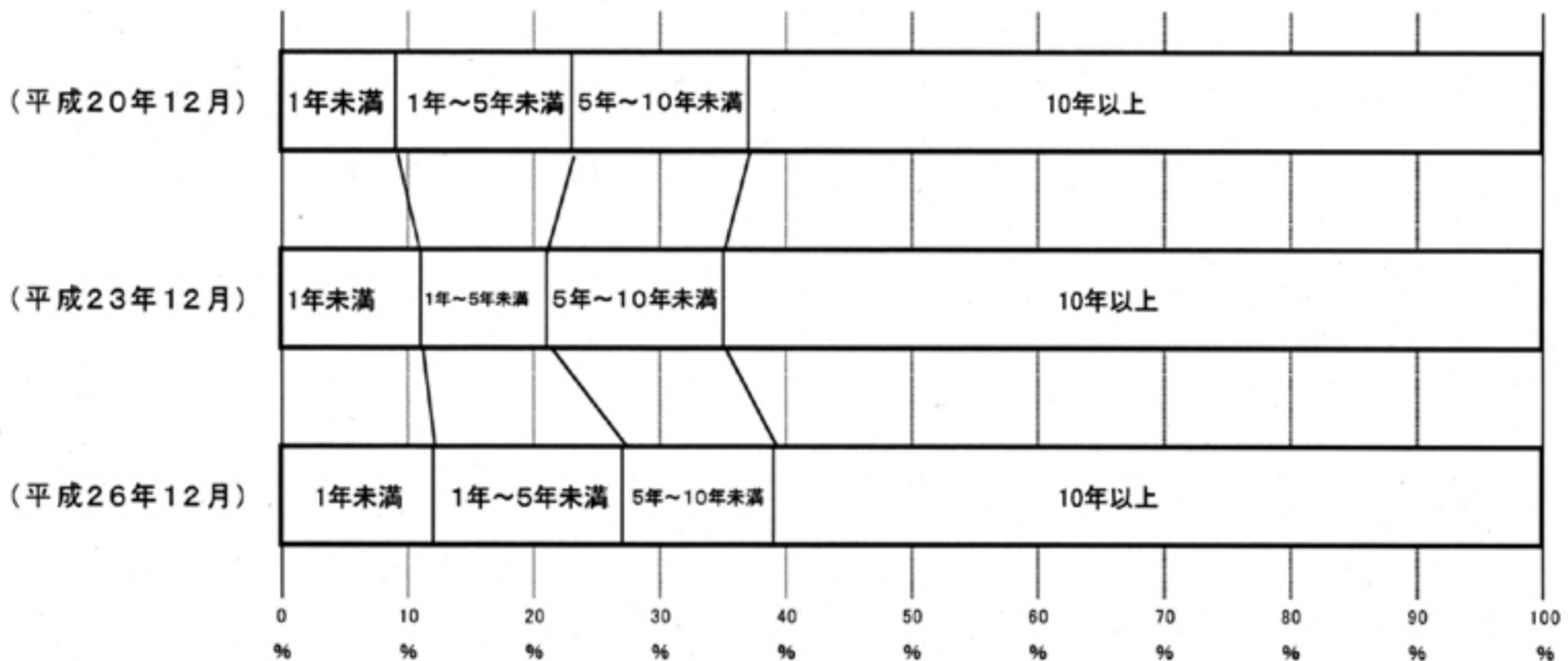
担当：福祉局、健康局、西成区、都市計画局、環境局、関係各局

あいりん地域の日雇現金求人数等と被保護世帯数



日雇現金求人数、白手帳所持者、及び被保護者世帯数は、ほぼ横ばいの状況である

あいりん地域における生活期間の状況 (越年対策利用者)



あいりん地域の居住者のうち、一定割合は、依然として他地域からの流入が続いている

あいりん対策関連事業及び財源

(単位:千円)

事業内容	平成27年度 予算額	内訳			平成26年度 予算額	内訳			
		市費負担	(補助率)	国・府負担		市費負担	(補助率)	国・府負担	
越年対策事業	23,422	11,711	1/2	11,711	42,231	21,116	1/2	21,115	
日雇労働者等 自立支援事業	相談支援	23,386	5,846	3/4	17,540	28,286	0	10/10	28,286
	居場所支援	138,902	46,301	2/3	92,601	140,755	0	10/10	140,755
自立支援事業	地域密着型就労自立支援	22,470	7,490	2/3	14,980	47,235	0	10/10	47,235
	高齢日雇労働者社会的就労支援	337,357	337,357		0	343,483	343,483		0
医療関係事業	236,754	118,377	1/2	118,377	247,522	123,761	1/2	123,761	
合計	782,291	527,082		255,209	849,512	488,360		361,152	

あいりん対策関連事業にかかる一部事業の国庫補助率の引き下げにより、更に市費負担が重くなっている

重点要望

○ セーフティネットの整備

◇ 生活保護

【厚生労働省】

- ・ 地方自治体の意見を踏まえた生活保護制度の更なる適正化の推進
- ・ 地方自治体が独自で実施する適正化の取組みに必要な財政措置

担当：福祉局

◇ 国民健康保険制度

【厚生労働省】

- ・ 国保運営の円滑な都道府県化が行えるよう市町村国保の意見を十分に反映させるとともに、累積赤字の処理に必要な財政措置。また、国保運営の都道府県化にとどまらず、医療保険制度は一本化すること
- ・ 国保の構造的な問題の抜本的解決に必要な財政措置（国庫負担率の引き上げを含む）
- ・ 地方単独医療費助成制度の実施に伴う国庫負担金の減額措置は廃止し、医療費助成制度については、全国一律の制度とすること

担当：福祉局

◇ 介護保険制度

【厚生労働省】

- ・ 地域包括ケアシステムの構築に向け、地域の実情に応じた新しい総合事業を安定的に実施するために必要な財政措置
- ・ 国の負担割合の引き上げや大都市の特性に応じた財政調整など介護保険の安定運営にかかる財政措置

担当：福祉局

◇ 障がい者福祉施策

【厚生労働省】

- ・ グループホームの設置促進、発達障がい者への支援などの本市独自施策や地域生活支援事業への適切な財政措置
- ・ 安定した事業運営を確保するための適切な事業報酬単価等の設定

担当：福祉局

◇ 児童虐待対策

【厚生労働省】

- ・ 児童虐待の相談件数が増加するなど、子どもや家庭をめぐる問題が複雑・多様化しており児童相談所の体制及び専門性の強化を図る必要があるため、児童福祉司の人員増を図るとともにスーパーバイズ職員については児童福祉司とは別に算定基準に盛り込むこと。また、専門職（児童心理司、医師、保健師など）の配置基準を設定すること。
- ・ 一時保護所の実情を踏まえ、適切な運営が確保できるよう、職員配置について、学習機会の保障を含めた一時保護所の最低基準を制定すること。
- ・ 児童養護施設等の職員の人材確保に向けた更なる処遇改善並びに施設等の小規模化を推進するための予算制度を改善すること

担当：こども青少年局

◇ 救急医療体制の充実強化

【厚生労働省】

- ・ 救急医療（精神科救急を含む）を担う医療機関に対する、補助金の増額や診療報酬の加算等の財政支援
- ・ 救急医療体制に必要である医師（特に小児科、産科等の分野）等の医療従事者の人材確保

担当：健康局

○ 子ども・子育て支援新制度の円滑な事業運営のための安定財源確保並びに

子育て支援施策の充実

【内閣府・厚生労働省】

- ・ 新制度の幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実として必要とされる財源について恒久的な確保策を講じること
- ・ 支給認定事務等の市町村事務について財政措置を講じること
- ・ 病児・病後児保育事業について、地域の実情に応じた事業推進が図れるような制度設計及び安定した事業継続と事業実施の双方に配慮した財政措置の充実
- ・ 妊婦健康診査公費負担について全国一律の制度とすること
- ・ 児童手当に係る必要経費の全額国庫負担

担当：こども青少年局

○ 学校教育におけるICT活用の推進及び英語教育の強化

◇ ICT活用の推進

【文部科学省・総務省】

- ・ 学校に整備するタブレット端末、大型モニター、デジタル教科書等の学習コンテンツの整備にかかる財政措置
- ・ 学校教育におけるICT活用を推進していくために必要な各校に派遣するICT支援員の配置にかかる費用についての財政措置

担当：教育委員会事務局

◇ 英語教育の強化

【文部科学省】

- ・ 英語教育を効果的にすすめるための学習教材整備にかかる財政措置
- ・ 生きた英語を学ぶ機会を増やすため、各校に配置する外国人英語指導員の配置にかかる費用についての財政措置

担当：教育委員会事務局

○ 公立大学法人の制約の解消

【総務省・文部科学省】

- ・ 公立大学法人における設立団体以外からの長期借入を可能とすること
- ・ 公立大学法人が大学の持つ知識、技術、研究成果を用いて事業を行う者へ出資することを可能とすること

担当：経済戦略局

○ 中小企業への積極的支援 【経済産業省・中小企業庁】

- ・ 厳しい経営環境にある中小企業の経営基盤強化及び成長・発展に向けた各種支援制度の拡充、並びに中小企業の資金調達の円滑化のための信用補完制度の充実・強化

担当：経済戦略局

○ 正規雇用及び長期的な雇用につながる雇用施策の推進

【厚生労働省・内閣官房・内閣府】

- ・ 持続的な地域の発展のため、正規雇用や長期的な雇用につながる雇用施策を推進するための安定的な財源としての交付金制度の確立と必要な財政措置

担当：市民局

○ 法的な権限のもとで財源を確保できるBID制度の実現

【国土交通省・総務省・関係省庁】

- ・ 都市再生推進法人への寄付金が税額控除されるなどの税制優遇措置が行えるよう、都市再生推進法人を公益法人とみなす規定を追加すること
- ・ 法的な権限のもとで財源を確保できるよう、都市再生特別措置法にエリアマネジメント活動にかかる分担金の徴収及び交付規定を追加すること
- ・ 法的な権限のもとで自由度の高い活動が行えるよう、エリアマネジメント団体への公共施設管理権限の拡大すること

担当：都市計画局

○ 阪神港をはじめとする大阪湾諸港の機能強化

【国土交通省】

- ・ 大阪湾諸港の更なる国際競争力強化には、国際コンテナ戦略港湾施策による港湾運営会社の取組のみならず、港湾管理の広域的な一元化が必要であり、その実現に向けて、所要の制度改正等、必要な措置を講じること

担当：港湾局

○ 高規格臨港道路の地方への管理委託の廃止

【国土交通省】

- ・ 国直轄事業で整備された高規格臨港道路（夢咲トンネル）について、地方に財政負担を課している管理委託の廃止

担当：港湾局

○ **新たなエネルギー社会構築のための政策の推進**

【総務省・経済産業省・環境省・原子力規制庁】

- ・ 原子力発電の安全性確保のため、世界最高水準の安全基準の設定、審査指針・検査マニュアルの充実などの促進及び使用済み核燃料の処理問題の解決
- ・ 原子力発電への依存度の低下のため、代替電源となる多様なエネルギー源の拡大に向けた電力システム改革の推進、自立分散・地産地消型エネルギーシステムの構築に向けた規制緩和及び財政支援の拡充

担当：環境局

○ **大規模災害時に拠点・要となる消防機関の役割に応じた消防力整備制度** 【総務省】

- ・ 全国域を対象とする消防力整備にあたって、大規模災害時に中心的な役割を担うことができる拠点消防機関を明確化した制度の創設
- ・ 拠点消防機関に、全国域を視野に出場する特別な消防部隊を整備及び維持していく制度の創設
- ・ 拠点消防機関に、大規模災害時における緊急消防援助隊の活動力向上のための広域活動拠点施設を整備する制度の創設

担当：消防局

○ **総合的な自転車対策の推進**

【国土交通省・内閣府】

- ・ 鉄道駅周辺での放置自転車対策を鉄道事業者に対して課すことを可能とする制度整備
- ・ 自転車所有者の管理責任強化のための制度整備

担当：建設局

○ **ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理にかかる財政支援**

【環境省・関係省庁】

- ・ ポリ塩化ビフェニル使用蛍光灯安定器の処理にかかる、負担の軽減や支出の平準化ができる財政支援制度の創設

担当：環境局・関係各局

○ **循環型社会形成推進交付金制度の拡充**

【環境省】

- ・ 循環型社会形成推進交付金制度の拡充による、廃止した廃棄物処理施設の解体にかかる財源措置

担当：環境局

平成 28 年度

国の施策・予算に関する提案・要望

平成 27 年 6 月

大 阪 市